

運輸第二八号

起 昭和二十八年七月二十日

昭和二十八年七月二十日施行昭和二十八年八月一日公布昭和二十八年八月一日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

地方 山県国務大臣 内閣官房長官 内閣官房副長官 昭和二十八年七月二十日 昭和二十八年八月一日

別紙衆議院議長奏上の海上衝突予防

法公布の件は、奏上のおり公布を奏
請することといたしたい。

海上衝突予防法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年八月一日

内閣総理大臣

法律第百五十一号

(奏上のおり。)

内閣総理大臣

運輸大臣

国会は海上衝突予防法の公布
を奏上いたします。

昭和二十八年七月二十一日

衆議院議長 堤康次郎



衆議院事務総長大池 眞



海上衝突予防法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 燈火及び形象物等(第二条―第十六条)

第三章 航法(前文・第十七条―第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条―第三十二条)

附則

第一章 総則

(総則)

第一条 航洋船の航行できる海洋及びこれと接続する水域の水上にある船舶及び水上航空機は、

この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が特殊なため燈火及び形象物の表示に関する規定を完全に遵守することができない場合は、事情の許す限り、これらの規定の趣旨に沿うような措置をとることをもつて足りる。

2 燈火に関する規定は、いかなる天気においても、日没から日出までの間遵守しなければならない。また、この間は、この法律に規定する燈火と誤認される燈火、この法律に規定する燈火が視認されること若しくはその特性が識別されることを妨げる燈火又は適当な見張の妨げとなる燈火は、表示してはならない。

3 この法律における用語は、他の意味に解釈されることが明らかな場合を除き、左の各号の意味に用いるものとする。

一 「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舶類をいう。

二 「水上航空機」とは、飛行艇その他水上を移動することができる航空機をいう。

三 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶をいう。

四 機関を用いて推進する船舶であつても、帆を用いていて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているとしないにかかわらず、動力船とする。

五 船舶又は水上航空機の「航行中」とは、船舶又は水上航空機が、水上にある場合であつて、停泊し、陸岸にけい留し、又は乗り揚げていないときをいう。

六 船体上の「高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。

七 船舶の「長さ」及び「幅」とは、当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅をいう。

八 水上航空機の「長さ」及び「幅」とは、当該水上航空機の耐空証明に係る証書に記載する最大の長さ及び幅をいい、耐空証明に係る証書を受けていない場合は、現に測定した最大の長さ及び幅をいう。

九 「視認される」とは、燈火に関して用いる場合には、大氣が清澄な暗夜において見えることをいう。

十 「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。

十一 「長音」とは、四秒から六秒までの時間継続する吹鳴をいう。

十二 「汽笛」とは、サイレンを含むものとする。

十三 「トン」とは、総積量を表わすトンをいう。

第二章 燈火、形象物等

(マスト燈、前燈及びげん燈)

第二条 動力船の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一 前部マスト又はその前方に、前部マストのないときは船舶の前部に、明り、よ、うな白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二十点(二百二十五度)にわたる水平の弧を

完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各げん正横後二点(二十二度三十分)までの各十点(百十二度三十分)の間を照らすように装置され、且つ、少くとも五海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二 前号の燈火の前方又は後方に、更にこれと同様の構造及び性能を有する白燈一個を掲げなければならない。但し、長さ四十五・七五メートル未満の船舶及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶は、これを掲げることを要しない。

三 前二号の燈火は、キールの上方に置き、前方の燈火の位置は、後方の燈火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、両燈間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならぬ。これらの燈火のうち前方のもの(燈火が一個のときは、その燈火)は、船体上六・一〇メートル以上(船舶の幅が六・一〇メートルをこえるときは、その長さ以上の高さ)の位置に掲げなければならない。但し、船体上十二・二〇メートルをこえることを要しな

い。これらの燈火は、いかなる事情においても、他のすべての燈火及び妨害となる上部構造物より高い位置に、且つ、これらによつて妨げられないように掲げなければならない。

四 右げんに緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から右げん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

五 左げんに紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から左げん正横後二点（十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

六 前二号のげん燈には、その前に少くとも〇・九メートル突出した内側隔板を装置し、右

げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見えないようにしなければならない。

2 水上航空機の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一 水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、明りょうな白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二百二十度（百二十度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から各げん正横後二十度までの各百十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二 右翼端に緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度（百十度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から右げん正横後二十度（二十度）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

三 左翼端に紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

(引き船等の燈火)

第三条 動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合は、前条第一項第一号の燈火を掲げないで、明り、ような白燈二個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。また、引かれている船舶又は水上航空機が二以上であつて、その最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、これらの白燈の上方又は下方一・八三メートルの位置に、明り、ような白燈一個を増掲しなければならない。これらのすべての白燈は、前条第一項第一号の燈火と同一の構造及び性能で

なければならない。且つ、増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は、同号の燈火と同一の位置に、増掲した燈火は、船体上四・二七メートル以上の高さの位置に掲げなければならない。但し、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

2 他の船舶又は水上航空機を引いている航行中の動力船は、第十条の船尾燈に代えて、引かれているものの操だの目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

3 水上航空機は、航行中、他の水上航空機又は船舶を引いている場合は、前条第二項の燈火を掲げる外、同項第一号の白燈と同一の構造及び性能を有する燈火一個をその上方又は下方に少くとも一・八三メートル隔てて垂直線上に掲げなければならない。

(運転不自由船等の燈火及び形象物)

第四条 運転が自由でない状態にある航行中の船舶は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くと

も二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならぬ。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

2 運転が自由でない状態にある航行中の水上航空機は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ〇・九一メートル以上隔てて垂直線上に連掲することができる。

3 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、航行中、作業の性質上接近してくる船舶の進路を避けることができない場合は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有し、その中央の一個が白

色、上下の二個が紅色である三個の燈火を、昼間は、その直径が〇・六一メートル以上で、その中央の一個が白色のひし形、上下の二個が紅色の球形である三個の形象物をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

4 前三項の船舶又は水上航空機は、対水速力を有しない場合は、げん燈を掲げてはならない。
5 船舶又は水上航空機は、他の船舶又は水上航空機が第一項から第三項までに規定する燈火又は形象物を掲げる場合は、その燈火又は形象物は、これを掲げる船舶又は水上航空機が航行中であつて、運転が自由でない状態にあり、且つこれにより他の船舶又は水上航空機の進路を避けることができないことを表わす信号であると認めなければならない。

(帆船等の燈火)

第五条 航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

2 引かれている航行中の動力船又は水上航空機は、第二条第一項第一号及び第二号又は同条第二項第一号の白燈を掲げてはならない。

3 引かれている航行中の船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十条の船尾燈に代えて、第三条第二項の小形の白燈一個を掲げることができる。

4 船首方向に押されている航行中の船舶は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、且つ、これらの燈火には、同項第六号の内側隔板を装置しなければならない。但し、二隻以上の船舶が一団となつて船首方向に押されている場合は、これらの船舶は、本文の規定の適用については、一隻の船舶とみなす。

(小形船舶のげん燈の表示)

第六条 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由によりげん燈を定置することができない場合は、直ちにこれを使用できるように点火して手近かに備えておき、他の船舶と接近す

るときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを当該船舶から最も見えやすく、且つ、緑燈又は紅燈がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示さなければならない。この場合においては、できる限り、これらの燈火が各げん正横後の二点(二十二度三十分)をこえる後方から見えないようにしなければならない。

2 前項の燈火は、これを確實且つ容易に使用することができるよう、緑燈又は紅燈の外周をそれぞれ緑色又は紅色に塗り、且つ、これに適當な内側隔板を装置しなければならない。

(四十トン未満の動力船等の燈火)

第七条 四十トン未満の動力船又は二十トン未満のろかい若しくは帆を用いている船舶(小形のろかい舟を除く)は、航行中、第二条第一項の燈火を掲げることがを要しない。但し、これらの燈火を掲げない場合は、次項から第四項までの規定によらなければならない。

2 四十トン未満の動力船の燈火の表示については、左の各号による。

一 船舶の前部の最も見えやすい場所で、緑上二・七五メートル以上の高さの位置に、第二条第一項第一号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有する明り、ような白燈一個を掲げなければならない。

二 第二条第一項第四号及び第五号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する、げん燈を掲げ、又は前号の白燈から、九一メートル以上下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その緑色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船首方向から右げん、若しくは左げん、正横後二点二二二度三十分の間を照らすように掲げなければならない。

三 航洋船に積載されるような小形の動力船は、前項第一号の規定にかかわらず、同号の白燈を、げん、緑上二・七五メートル未満の高さの位置に掲げることができる。但し、この位置は、同項第二号の燈火より高い位置でなければならない。

四 二十トン未満のろかい又は帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除く。）は、最も見えやすい場所に、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、側から見えないように掲げなければならない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、側から見えないように示すことをもつて足りる。

五 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

六 第一項に規定する船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることが要しない。

(水先船の燈火)

第八条 水先帆船がパイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、その燈火の表示については、左の各号による。この場合においては、左の各号以外の燈火を表示してはならない。

- 一 マストの最上部に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一個又は數個を示さなければならない。
- 二 他の船舶と間近かに接近するときは、点火しておいたげん燈を、その綠色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔で示さなければならない。
- 三 他の船舶に水先人を乗船させるためにその船舶に横付けしなければならない水先帆船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、前号のげん燈に代えて、緑紅の両色燈を手近かに備えておき、これを同号に規定するところに準じて使用

することができる。

- 2 水先動力船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、前項第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下方二・四メートルの位置に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈一個を掲げ、且つ、航行中の船舶が掲げることを要する燈火のうちげん燈のみを掲げなければならぬ。但し、炎火の代りに断続的に周囲を照らす明りような白燈一個を用いることができる。

- 3 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊しているときは、第十一条の停泊燈を掲げる外、帆船にあつては第一項、動力船にあつては前項に規定する燈(げん燈を除く。)及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

- 4 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事していない場合は、停泊して

いるといないにかかわらず、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が掲げる燈火と同一の燈火を掲げなければならない。

(漁船の燈火等)

第九条 網又はなわを用いて漁ろ^ろをする漁船は、漁ろ^ろをしていない場合は、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が表示する燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。また、漁ろ^ろをしている場合は、本条に規定する燈火又は形象物の表示のみをしなければならず、且つ、これらの燈火又は形象物は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 引きなわを用いて漁ろ^ろをしている漁船は、そのトン数^と同一のトン数の他の動力船又は帆船が、航行中表示する燈火と同一の燈火を表示しなければならない。

3 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろ^ろをしている漁船で、これと

網又はなわの端との水平距離が百五十三メートル以下であるものは、停泊していない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、その白燈の少くとも一・八三メートル下方の位置から網又はなわが結びつけられている方向に水平線上少くとも三・〇五メートル(小形無甲板舟にあつては、一・八三メートル)を隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、漁ろ^ろをしていることを表わすために、かご一個を掲げなければならない。

4 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろ^ろをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートルをこえるものは、停泊して~~ない~~ない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈三個を一辺が^〇・九一メートル以上の三角形でその面が垂直なものになるように掲げ、且つ、対水速力を有するときは第二条第一項、第五条第一項又は第七条第二項の^{げん}燈を掲げなければならない。昼間は、船舶の前部においてできる

限り船首材に近い場所で手すり上三・〇五メートル以上の高さの位置にかご一個を、最も見えやすい場所にその頂点を上にして第十四条の黒色の円すい形象物一個をそれぞれ掲げなければならない。

5 底びき網(けた網その他海底又はその附近を引くために用いる漁具をいう)を用いて漁るうをして、左の各号にしている漁船が停泊していない場合は、その燈火及び形象物の表示については、左の各号による。

一 動力船にあつては、夜間は、第二条第一項第一号の白燈を掲げる位置に、三色燈で、その白色の射光が正船首方向から各げん二点(二十二度三十分)の間、これに続いてその紅色又は綠色の射光がそれぞれ左げん又は右げんの正横後二点(二十二度三十分)の間を照らす構造及び装置を有するもの一個及びその下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明り、ような白燈一個を掲げ、且つ、第十条第一項の船尾燈を掲げな

ければならない。

二 帆船にあつては、夜間は、周囲を完全に照らす明り、ような白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、衝突を防ぐために十分な時間、最も見えやすい場所に白色の炎火を示さなければならない。

三 動力船であると帆船であるとかかわらず、昼間は、最も見えやすい場所にかご一個を掲げなければならない。

6 網又はなわを用いて漁るうをしている漁船は、この条の燈火の外、作業用の燈火を用い、又は接近してくる他の船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7 網又はなわを用いて漁るうをしている漁船は、停泊している場合は、夜間は、第十一条第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少く

とも一・八三メートル下方の位置から漁具の方向に水平線上少くとも三・〇五メートルを隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならず、昼間は、第十一条第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ線上に掲げなければならぬ。

8 網又はなわを用いて漁ろ、うをしてゐる漁船は、漁具が岩その他の障害物にからみついた場合は、昼間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一条第三項の黒球を掲げなければならず、夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならぬ。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近してくるときは、昼間であると夜間であるにかかわらず、更に第十五条第三項第五号に規定する音響信号を行わなければならない。

(船尾燈及び機尾燈)

第十条 航行中の船舶は、船尾においてできる限りけん燈と同一の高さの位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十二点(百三十五度)にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船尾方向から各けん六度(六十七度三十分)の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由により前項の船尾燈を掲げることができない場合は、白色の携帯電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるように手近かに備えておき、追い越し船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

3 航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百四十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機尾方向から各けん七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するもの

でなければならない。

(停泊燈等)

第十一条 長さ四十五・七五メートル未満の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される明り、い、い、いような白燈一個を掲げなければならない。

2 長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に前項の燈火一個を掲げ、且つ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から四・五七メートル以上下方の位置にこれと同様の燈火一個を掲げなければならない。但し、これらの燈火は、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならない。

3 船舶は、停泊している場合は、昼間においては、その前部で最も見えやすい場所に直径〇・

六一メートル以上の黒球一個を掲げなければならない。

4 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、停泊している場合は、前三項の燈火又は形象物の外、第四条第三項の燈火又は形象物を掲げなければならない。

5 船舶は、乗り揚げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の燈火及び第四条第一項の燈火を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、直径〇・六一メートル以上の黒球三個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。

6 長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。
い。

7 長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で

最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。この場合において、幅が四十五・七五メートルをこえるものにあつては、これらの燈火の外、最大の幅を表わすために、両側に、できる限り一海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。

8 水上航空機は、乗り揚げている場合は、前二項の燈火を掲げなければならず、且つ、周囲を照らす紅燈二個を少くとも○・九一メートル隔てて垂直線上に連掲することができる。

〔注意喚起信号〕

第十二条 船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する燈火の外、炎火を示し、又はこの法律に規定する信号と誤認されない爆発音その他の有効な音響による信号を発することができる。

〔軍艦等の燈火及び形象物の特別規則〕

第十三条 この法律の規定は、軍艦、護送されて航行している船舶又は水上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に増掲する位置燈及び信号燈について各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた識別信号を使用することを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈に関するこの法律の規定に従うときは当該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその国の政府が認める場合において、当該船舶又は水上航空機の燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈についてその国の政府がこの法律の規定に準じて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

〔帆及び機関を用いている船舶の形象物〕

第十四条 帆を用いて進行中の船舶で同時に機関を用いて推進しているものは、昼間は、その前

部で最も見えやすい場所に、底の直径が〇・六一メートル以上の黒色の円すい形象物一個を頂点を上にして掲げなければならない。

(霧中等における信号)

第十五条 動力船は、蒸気又はこれに代るものによつて音響を発し、その音響が他の物によつて妨げられないように装置された有効な汽笛、機械的な方法によつて音響を発する有効なフオグ・ホーン及び有効な号鐘を備えなければならない。また、二十トン以上の帆船は、動力船に備えられるものと同様のフオグ・ホーン及び号鐘を備えなければならない。

2 航行中の船舶が次項の規定により行ふ信号は、左の各号に掲げる物を用いて行わなければならない。

一 動力船にあつては、汽笛

二 帆船にあつては、フオグ・ホーン

三 引かれてゐる船舶にあつては、汽笛又はフオグ・ホーン

3 霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合の信号については、昼間であると夜間であるとかかわらず、左の各号による。

一 航行中の動力船は、対水速力を有する場合は、二分間をこえない間隔で長音を一回鳴らさなければならない。

二 航行中の動力船は、対水速力を有しない場合は、二分間をこえない間隔で長音を二回鳴らさなければならない。この二回の長音の間隔は、約一秒間とする。

三 航行中の帆船は、一分間をこえない間隔で、右げん開きのときは一回の吹鳴、左げん開きのときは連続した二回の吹鳴、正横後から風を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならない。

四 停泊している船舶は、一分間をこえない間隔で約五秒間急速に号鐘を鳴らさなければならない。

ず、且つ、長さ百六・七五メートルをこえる船舶にあつては、これを前部において行う外、後部において、この号鐘と混同しない音調を有するどら、その他の物を一分間をこえない間隔で約五秒間鳴らさなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

五 他の船舶若しくは水上航空機を引いている船舶、水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚をしている船舶、運転が自由でない状態にあるため接近してくる他の船舶の進路を避けることができない船舶又はこの法律の規定に従つて移動することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音及び短音を鳴らさなければならない。

六 引かれている航行中の船舶二隻以上あるときは、最後部の船舶に乗組員がいる場合は、

当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び短音を鳴らさなければならない。この信号は、できる限り引いている船舶の行う信号の直後に行わなければならない。

七 乗り揚げている船舶は、第四号前段に規定する^信号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

八 二十トン未満の船舶は、前各号の信号を行うことを要しない。但し、これらの信号を行わない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

九 二十トン以上の漁ろうをしている漁船は、一分間をこえない間隔で、一回吹鳴し、これに

続いて号鐘を鳴らさなければならない。但し、これに代えて、高低交互に数回連続する調子の一回の吹鳴を行うことができる。

十 水上航空機は、第一号から第七号までの規定に準じて信号を行い、又は一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

(霧中等における速力等)

第十六条 船舶又は水上において移動(離水のための滑走及び着水直後の滑走を除く。)をしてい
る水上航空機は、霧、もや、降雪、暴風^雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場
合は、その時の状況に十分注意し、適度の速力で進行しなければならない。

2 動力船は、その正横の前方に当つて他の船舶又は水上航空機の前条第三項の信号を聞いた場
合で、その位置を確かめることができないときは、状況の許す限り、機関の運転を止め、しか
る後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

第三章 航法

前文

1 この章の規定を履行するに当つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶
の運用方法によりためらわずに行わなければならない。

2 衝突のおそれがあるかどうかを接近してくる他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることに
よつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突の
おそれがあるものと判断しなければならない。

3 船員は、水上航空機が、離水し若しくは着水する最後の段階に入つた場合又は不利な天気
において移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができないことがあるこ
とに注意しなければならない。

(帆船の航法)

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

- 一 一杯開きでない船舶は、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 二 左げん、一杯開きの船舶は、右げん、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 三 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。
- 四 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

五 船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(行き会い船の航法等)

第十八条 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合であつて、衝突のおそ

れがあるときは、各船舶は、互に他の船舶の左げん、側を通過することができるよう、それぞれ針路を右に転じなければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合とは、昼間においては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、夜間においては、互に他の船舶の両側のげん、燈を見る場合とし、昼間において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船の紅色のげん、燈が他の船舶の紅色のげん、燈に対する場合、自船の綠色のげん、燈が他の船舶の綠色のげん、燈に対する場合、自船の船首方向に他の船舶の綠色のげん、燈を見ないでその紅色のげん、燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のげん、燈を見ないでその綠色のげん、燈を見る場合又は他の船舶の両側のげん、燈を自船の船首方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

2 この条から第二十九条までの規定(第二十条第二項の規定を除く。)の適用については、水上

航空機は、動力船とみなす。

(横切り船の航法)

第十九条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(動力船と帆船とが接近する場合の航法等)

第二十条 動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、第二十条及び第二十六条に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

2 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、当該船舶の運航を阻害しないようにしなければならない。

(針路及び速力の保持)

第二十一条 この法律の規定により二隻の船舶のうちの一隻が他の船舶の進路を避けなければな

らない場合は、他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。但し、その船舶は、何らかの事由により両船舶が間近かに接近したため、進路を避けなければならない船舶の動作のみでは衝突を避けることができないと認めたときは、衝突を避けるために最善の協力動作をしなければならない。

(船首方向の横切りの禁止)

第二十二条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、やむを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切つてはならない。

(速力の減少等)

第二十三条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない動力船は、他の船舶に接近した場合は、必要に応じて、速力を減じ、停止し、又は後退しなければならない。

(追い越し船の航法)

第二十四条 追い越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。また、追い越し船は、他の船舶を確実に追い越し、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けなければならない。

2 他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置すなわち夜間は当該船舶のいずれのげん灯も見ることができない位置から当該船舶を追い越す船舶は、追い越し船とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の船舶を追い越す船舶は、他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置にあるかどうかを確かめることができない場合は、追い越し船とする。

（狭い水道における航法）

第二十五条 狭い水道をこれに沿つて進行する動力船は、それが安全であり、且つ実行に適する場合は、当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行しなければならない。

2 動力船は、反対方向から接近してくる他の動力船を見ることができない水道のわん曲部に接近する場合は、そのわん曲部から半海里以内に達したときに、汽笛を用いて長音を一回鳴らさなければならない。この場合において、反対方向から接近してくる動力船は、この信号を水道のわん曲部附近で聞いたときは、同一の信号で応答しなければならない。動力船は、このようになわん曲部を航行するに当つては、反対方向から接近してくる他の船舶の信号を聞くと聞かないとにかかわらず、細心の注意を払わなければならない。

（漁船と接近する場合の航法）

第二十六条 漁ろ、うをしていない航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろ、うをしている漁船の進路を避けなければならない。但し、この規定は、漁ろ、うをしている漁船が航路筋において他の船舶の航行を妨げることができることとするものではない。

(切迫した危険を避けるための措置等)

第二十七条 この法律の規定を履行するに当つては、運航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況(船舶又は水上航空機の性能に基くものを含む。)について十分注意しなければならない。この特殊の状況の場合には、切迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらないことができる。

第四章 雑則

(針路信号等)

第二十八条 船舶が互に他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの法律の規定により針路を転じ、又は機関を後進にかけているときは、当該船舶は、汽笛を用いて左の各号の信号を行わなければならない。

一 針路を右に転じているときは、短音一回

二 針路を左に転じているときは、短音二回

三 機関を後進にかけているときは、短音三回

2 動力船は、この法律の規定によりその針路及び速力を保持しなければならない場合であつて、他の船舶の視野の内にあり、且つ当該船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつていかどうか疑わしいと認めるときは、この疑問を表示するため、汽笛を用いて急速に短音を五回以上鳴らすことができる。但し、この規定は、この信号を行うことによりこの法律に規定する義務を免除するものではない。

3 この法律の規定は、軍艦又は護送されて航行している船舶の相互の間において用いるこの法律に定める汽笛信号以外の汽笛信号について、各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではない。

(注意等を怠ることについての責任)

第二十九条 この法律の規定は、燈火を表示し、若しくは信号を行うこと、適当な見張をおくこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な事情により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(港、河川、湖沼等における特例)

第三十条 港及びその境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項であつて、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の定めるものについては、同法の定めるところによる。

2 河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項については、前項に定めるものを除く外、政令で特例を定めることができる。

（遭難信号）

第三十一条 船舶又は水上航空機が遭難して他の船舶又は陸岸からの救助を求める場合は、左の各号に掲げる信号の全部又は一部を用いるものとする。

- 一 約一分間の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号
- 二 霧中信号器による連続音響の信号
- 三 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又はりゅう弾による信号
- 四 無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「— — — — —」の信号
- 五 無線電話による「メーデー」という語の信号
- 六 国際旗りゅう信号によるNCの遭難信号
- 七 方形旗であつて、その上又は下に球又はこれに類似するものの一個の付いたものの信号
- 八 船舶上の發炎（タール）をけ、油たる等の燃焼による信号

九 落下さ、んの付いた赤色の炎火ロケットによる信号

2 船舶又は水上航空機は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外に、前項の信号又はこれと混同されるおそれのある信号を行つてはならない。

(操だ号令)

第三十二条 操だ号令においては、「おもかじ」又は「スターボード」とはかじを右げんにとれという意味に、「とりかじ」又は「ポート」とはかじを左げんにとれという意味に用いるものとする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 海上衝突予防法(明治二十五年法律第五号)は、廃止する。
- 3 港則法の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 海上衝突予防法(昭和二十八年法律第百五十一号)第七条第四項に規定する船舶(同項但書に規定する場合に限る。)又は同条第五項に規定する船舶は、これらの規定にかかわらず、港内においては、夜間航行中それぞれ同条第四項但書又は同条第五項に規定する燈火を表示しておかなければならない。

第二十八条、第三十条の二第一項及び第三十条の三中「汽笛又は汽角」を「汽笛又はサイレン」に改める。

第三十条の二第一項中「長声五発を」を「長音(海上衝突予防法第一条第三項第十一号の長音をいう。)を五回」に改め、同条第三項を削る。

4 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「操練及操舵命令」を「及操練」に、第二十九条中「前二条」を「前条」に改める。

第三十条中「第二十七条ノ規定」を削る。

第三十一条中「海上衝突予防法ハ第二十七条ノ規定ノ施行ノ日ヨリ」を削る。

5 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「若しくは水上に停泊し、」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法(昭和二十八年法律第百三十一号)の定めるところによる。

第八十三条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

6 保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第二十七条の規定並びに」を削る。

昭和二十年六月十一日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣

法制局長官

緒方 國務大臣	大達 國務大臣	石井 國務大臣	安藤 國務大臣
大饗 國務大臣	山縣 國務大臣	塚田 國務大臣	大野 國務大臣
岡崎 國務大臣	内田 國務大臣	小坂 國務大臣	大隈 國務大臣
小笠原 國務大臣	岡野 國務大臣	戸塚 國務大臣	木村 國務大臣

別紙 運輸大臣請議海上衝突
予防法案

28
6
12

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り

海上衝突予防法案

右

国会に提出する。

昭和二十八年八月二十日

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣総理大臣
運輸大臣

海運 一六
昭和三十八年六月一日

交渉責任者 海運局海運調整部海務課 藤崎技官

海運海第六五号

昭和二十八年六月 日

運輸大臣 石 井 光次郎

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

海上衝突予防法案を第十六回特別国会に提出する必要があるから、別紙法律案及び理由を添えて閣議を求める。

海上衝突予防法

目次

第一章	總則（第一条）
第二章	燈火及び形象物（第二条―第十六条）
第三章	航法（前文・第十七条―第二十七条）
第四章	罰則（第二十八条―第三十二条）
附則	

第一章 總則

（附則）

第一条 航法の航行できる航路及びこれと接する水域の水上にある船舶及び水上航空機は、この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が航行をためる火及び形象物の表示に準ずる規定を完全に遵守することができない場合は、事情の

すべし、これらの船舶の航行に對うような所轄をとることをもつて
見ゆる。

2 火に對する警備は、いかゞ天候においても、日没から日出まで
の警備守しなけれはならぬ。また、この間は、この法に規定する
火と燃えさるる火、この法に規定する火が燃えさるること若
しくはその特性が燃えさることを妨げる火火は燃えさるを見張の妨げ
となる火は、示してはならぬ。

3 この法に於ける用語は、その實際に解釋されることが明らかな場
合を除き、その各々の意味に用いるものとする。

- 一 「船舶」とは、水上航行の用に供する船舶をいう。
- 二 「水上航行」とは、航行船その他水上を航行することが出来る

船舶をいう。

三 「動力船」とは、動力を用いて航行する船舶をいう。

四 船舶を用いて航行する船舶であつても、動力を用いて動力を用
いて航行することば、動力とみなし、動力を用いて航行する船舶と、これを
用いて航行することば、動力とみなす、動力とする。

五 船舶又は水上航行船の「航行」とは、船舶又は水上航行船が、
水上にある場合であつて、停泊し、航行に於いて、又は航行の妨げ
を及ぼすことをいう。

六 船舶上の「航行」とは、水上航行の船舶中からのものである。いう。
七 船舶の「航行」とは、船舶の航行に於ける航行に記
載する航行規則をいう。

八 水上航行船の「航行」とは、「航行」とは、水上航行船の航行規則

明に示るべきに就する最大の長さ及び幅をいひ、前記証明に依る
証書に於ては、その明言は、現に通過した最大の長さ及び幅をいひ。
九 「通過する」とは、最大の長さ及び幅をいひ、大気が清澄
な状態にあることをいふ。

十 「一」とは、同一の明言を示す大気をいふ。

十一 「二」とは、同一の明言を示す大気をいふ。

十二 「三」とは、同一の明言を示す大気をいふ。

十三 「四」とは、同一の明言を示す大気をいふ。

（マスト、副マスト及び小マスト）

二 前二号の明言に於ける最大の長さ及び幅については、左の各号によ
る。

一 前部マスト又はその前方に、前部マストのないときは船首の前部
に、明り、よう、な白煙一帯を上げなければならない。この煙火は、コ
ンバスの二十点（二百二十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす
構造で、その射光が正船首方向から各げん、正船後二点（二十二度三
十分）までの各十点（百十二度三十分）の弧を照らすように装置さ
れ、且つ、少くとも五海里離れた所から視認される構造を有するも
のでなければならない。

二 前号の煙火の前方又は後方に、更にこれと同様の構造及び性能を
有する白煙一帯を上げなければならない。但し、長さ四十五・七五
メートル未満の船舶及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶
は、これを掲げることがない。

三 前二号の煙火は、キールの上方に置き、前方の煙火の位置に、

方の火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、
雷間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならぬ。
これらの火のうち前方のもの（前方が一機のと看做し、その火は）
は、船体上は、一〇メートル以上（船舶の幅が六・一〇メートルを
こえるときは、その幅の二倍以上）の高さの位置に上げなければなら
ぬ。但し、船体上十二・二〇メートルをこえることを要しない。
これらの火は、いかなる場所においても、他のすべての火より
明瞭となる上、雷間より高い位置に、且つ、これらによつて照ら
されたいように揚げなければならぬ。

四 右げんに雷間一機を揚げなければならぬ。この火は、コンバ
スの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす機
で、その射光が正船首方向から右げん正船後二点（二十二度三十分）

の間を照らすように変更され、且つ、少くとも二機離れた所から
視認される機能を有するものでなければならぬ。

五 左げんに雷間一機を揚げなければならぬ。この火は、コンバ
スの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす機
で、その射光が正船首方向から左げん正船後二点（二十二度三十分）
の間を照らすように変更され、且つ、少くとも二機離れた所から
視認される機能を有するものでなければならぬ。

六 二号のけんには、その前に少くとも〇・九一メートル突出し
た内照機を装設し、右げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見え、
ないようになければならぬ。

2 水上航空機の航行中における灯火の表示については、左の各号によ
る。

一 水上航行中の船舶の前部で機軸の上方の最も見えやすい場所に、明り、
よう、な白燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンパスの
二百二十度にあたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正
横首方向から各けん、正横後二十度までの各百十度の間を照らすよう
に装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を
有するものでなければならぬ。

二 右舷側に白燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバ
スの百十度にあたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正
横首方向から右けん、正横後二十度の間を照らすように装置され、且
つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでな
ければならぬ。

三 左舷側に紅燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンバ

スの百十度にあたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正
横首方向から左けん、正横後二十度の間を照らすように装置され、且
つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでな
ければならぬ。

(引き船の燈火)
第三章 動力船舶、航行中、他の船舶又は水上航空機を引き、又は押し

ている場合は、前条第一項第一号の燈火を掲げないで、明り、よう、な白
燈二個を一。八三メートル以上離れて直線上に並行しをければなら
ない。また、引かれている船舶又は水上航空機が二以上であつて、そ
の最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船首との距離が百
八十三メートルをこえる場合は、これらの白燈の上方又は下方一。八
三メートルの位置に、明り、よう、な白燈一個を掲げなければならぬ。
これらのすべての白燈は、前条第一項第一号の燈火と同一の構造及び

性でなければならず、且つ、燃焼した火以外の二つの白煙のうち
一は、同様の火と同一の位置に、燃焼した火は、船体上部・二
七メートル以上の高さの位置に燃焼しなければならぬ。但し、一本マ
ストの船は、これらの火をそのマストに燃焼させることができる。
二 煙の煙は水上航空機を引いている航行中の動力船は、第十條の
規定に代えて、引かれているものの煙の目として、小煙の白煙一
個を煙の又は煙マストの後に正横の前方から見えないように燃焼さ
せることができる。

三 水上航空機は、航行中、煙の水上航空機又は船舶を引いている場合
は、同條第二項の火を燃焼する外、同條第一項の白煙と同一の位置及
び性能を有する火一つをその上方又は下方に少くとも一・八三メー
トル隔てて垂直線上に燃焼しなければならぬ。

(一) 水上航空機の火及び煙の性能
四 水上航空機が自由でない状態にある航行中の船舶は、煙も見えやすい

場所に、煙は、少くとも二海里離れた場所から燃焼される性能を有
する二つの煙を、煙は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色
の形象物二個をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に燃焼しな
ければならぬ。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、
煙は、二海里第一号及び第二号の火を燃焼してはならない。
二 船舶が自由でない状態にある航行中の水上航空機は、煙も見えやす
い場所に、煙は、少くとも二海里離れた場所から燃焼される性能を
有する二つの煙を、煙は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒
色の形象物二個をそれぞれ〇・九一メートル以上隔てて垂直線上に燃
焼することができる。

三 水底電線若しくは無線電線の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業

をしてゐる船舶は、航行中、作素の性質上接近してくる船舶の進路を避けることができない場合は、互も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二燈を掲げた船舶から視認される性能を有し、その中央の一個が白色、上下の二個が紅色である二個の燈火を、尾端は、その直径が〇・六一メートル以上で、その中央の一個が白色のひし形、上下の二個が紅色の球形である三個の形物をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて直線上に懸架しなければならない。この場合において、当該船舶が航行中であるときは、夜間は、第二條第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

4 第三項の船舶又は水上航空機は、対水動力を有しない場合は、げんぎを掲げてはならない。

5 船舶又は水上航空機は、他の船舶又は水上航空機が第一項から第三

項までに規定する燈火又は形物を掲げる場合は、その燈火又は形物は、これを掲げる船舶又は水上航空機が航行中であつて、運転が自由でない状態にあり、且つこれにより他の船舶又は水上航空機の進路を避けることができなことを表わす信号であると認めなければならない。

(帆船、ヨット、等の燈火)

第五條 航行中の帆船は、第二條第一項第四号及び第五号のげんぎを掲げなければならない。

2 引かれている航行中の動力船又は水上航空機は、第二條第一項第一号及び第二号又は同條第二項第一号の白燈を掲げてはならない。

3 引かれている航行中の船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十條の船舶に代えて、第三條第二項の小形の白燈一燈を掲げることができる。

4 船首方向に押されている航行中の船舶は、第二條第一項第四号及、

が第五号のけん、のみを合けん、の船舶に掲げ、且つ、これらの灯火に
口、同第六号の内側面を装飾しなければならぬ。但し、二隻以
上の船舶が一団となつて船首方向に押されている場合は、これらの船
は、本文の規定の適用については、一隻の船舶とみなす。

(小形船舶のけん、燈の表示)

第六号 小形の船舶は、晴天又はその船舶のやむを得ない事由によりけん、
燈を点灯することのできない場合は、直ちにこれを使用できるように
点火して手近かに備えておき、他の船舶と接近するときは、衝突を防
ぐために十分な時間、これを当該船舶から最も見えやすく、且つ、緑
色又は紅色がそれぞれ左けん、又は右けん、側から見えないうちに示さ
なければならぬ。この場合においては、できる限り、これらの灯火
が各けん、正横後の二点(二十二度三十分)をこえる後方から見えない
ようにしなければならぬ。

2 前項の灯火は、これを確實且つ容易に使用することができるよう、

緑色又は紅色の外面をそれぞれ緑色又は紅色に塗り、且つ、これに適当な内
側隔板を装設しなければならぬ。

(四十トン未満の動力船等の灯火)

第七号 四十トン未満の動力船又は二十トン未満のろかい若しくは帆を

用いている船舶(小形ろかい舟を除く。)は、航行中、第二条第一項
の灯火を掲げることができない。但し、これらの灯火を掲げない場合
は、夜間から第四項までの規定によらなければならぬ。

2 四十トン未満の動力船の灯火の表示については、左の各号による。

一 船舶の前方の最も見えやすい場所でけん、緑上二・七五メートル以
上の高さの位置に、第二号第一項第一号に規定する標識及び装飾を
有し、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有する
明り、よう、な白燈一箇を掲げなければならぬ。

二 第二條第一項第四号及び第五号に規定する性能及び性能を有し、

且つ、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有するげん、
を掲げ、又は前号の白燈から〇・九メートル以上下方の位置に、
緑色の同色燈一個を、その色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船
首方向から右げん、若しくは左げん、正船後二点（二十二度三十分）の
を照らすように掲げなければならぬ。

3 航海船に搭載されるような小形の動力船は、前項第一号の規定にか
かわらず、同号の白燈をげん、緑上二・七五メートル未満の高さの位置
に掲げることが出来る。但し、この位置は、同項第二号の燈火より高
い位置でなければならぬ。

4 二十トン未満のろかい又は帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除
く。一は、最も見えやすい場所に、少くとも一海里離れた所から視認

される性能を有する）の同色燈一個を、その色又は紅色の射光が
それぞれ左げん、又は右げん、船から見えないうちに掲げなければなら
ない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを両方に
使用できるようにしておき、衝突を防ぐために十分を時間、その色
又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、船から見えないう
に示すことをもつて足りる。

5 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわ
らず、白色の揚幕燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、
衝突を防ぐために十分を時間、これを示さなければならぬ。

6 第一項に規定する船舶は、第四條第一項及び第十一條第五項の燈火
又は形象物を掲げることが要しない。

（水先船の燈火）
第八條 水先船がパイロット・ステーションにおいて水先業務に従事

している。また、船に付いていないときは、その火の表示について、左の各号による。この場合においては、左の各号以外の火を指示してはならない。

一 マストの上部に少くとも三層離れた間隔から照らされる性能を有する白燈一燈を上げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一燈又は赤燈を示さなければならぬ。

二 他の船舶と間近かに接近するとき、直火しておいたけん、その顏色又は紅色の射光がそれぞれ左けん、又は右けん、から見えないうちに、短い間隔で示さなければならぬ。

三 他の船舶に水先人を乗船させるため、その船舶に附付けしをけられなければならない水先船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、積荷のけん、に代えて、緑色の

色燈を手近かに懸えておき、これを同号に指示するところに表示して使用するこゝができる。

2 水先動力船は、パイロット・ステーションにおいて水先船長に指示している場合であつて、停泊してゐるときは、前記第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下に二・四〇メートルの位置に、少くとも三層離れた間隔から照らされる性能を有する紅燈一燈を上げ、且つ、航行中の船舶が撞くことを要する燈火のうすけん、のみを掲げなければならぬ。但し、炎火の代りに自動的に照らされる明り、ようき白燈一燈を用いることができる。

3 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先船長に指示している場合であつて、停泊してゐるときは、第十一号の停泊燈を掲げる外、艀船にあつては第一号、動力船にあつては前項に規定する燈（けん、

人、を置く。一、火をそれぞれ表示しなければならぬ。

4 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事して
いない場合は、停泊しているといないにかかわらず、その船又は
トンネルと同一の船又はトンネルの他の船が掲げる灯火と同一の灯火
を掲げなければならぬ。

(漁船の灯火)

第九

第九 漁船は、その種類又はトンネルと同一の船又はトンネルの他の船が表
示する灯火又は形物と同一の灯火又は形物を表示しなければなら
ない。また、漁船をしていてる場合は、本条に規定する灯火又は形
物の表示のみをしなければならず、且つ、これらの灯火又は形物は、
別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能
を有するものでなければならぬ。

2 引きなわを用いておろし、をしていてる場合は、そのトンネルと同一のト
ンネルの他の船又はトンネルが、航行中表示する灯火と同一の灯火を表
示しなければならぬ。

3 (一) 漁船は、網を置く。一又はなわ(引きなわを除く。)を用いて漁
ろ、をしていてる場合は、これと漁船又はなわの端との水平距離が百五十
メートル以下であるものは、停泊していない場合は、夜間は、最も
見えやすい場所に灯火を照らす灯火一灯を掲げ、且つ、他の船と接
近するとき、その白燈の少くとも一、八三メートル下方の位置から
漁船又はなわが結びつけられている方向に水平上少くとも三、〇五メ
ートル(小形漁船は甲板にあつては、一、八三メートル)を隔てた位置
に、更に白燈一灯を掲げなければならず、昼間は、最も見えやすい場
所に、漁ろ、をしていてることを表すために、かご一灯を掲げなければ

はならない。

4 (一) ひき線を引く。一又はなわ(引きなわを除く。)を用いて、ろ、うをしていゝる船舶で、これと同一又はなわの端との水平距離が百五十メートルをこえるものは、停泊してゐない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に扁圓を照らす日三を一边が〇・九メートル以上の三角でその面が垂直なものになるように掲げ、且つ、対水動力を有するときには第二条第一項、第五条第一項又は第七条第二項のけん、を掲げるなければならず、風船は、船舶の前部においてできる限り船首側に近い場所で手すり上三・〇五メートル以上の高さの位置にかこ一を、最も見えやすい場所にその頂点を上にして第十條の黒色の円すい、第一項をそれぞれ掲げなければならぬ。

5 底びき (けた)その他海底又はその附近を引くために用ゐる器具

をいう。(一)を用いて、ろ、うをしていゝる船舶が停泊してゐない場合は、その灯火及び形象物の表示については、左の各号による。

一 動力船にあつては、夜間は、第二条第一項第一号の白燈を掲げる位置に、三色燈で、その白色の射光が正前方から各けん二点(二十二度三十分)の間、これに於いてその紅色又は藍色の射光がそれぞれ左けん又は右けんの正横後二点(二十二度三十分)の間を照らす横燈及び舷燈を有するもの一燈及びその下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、扁圓を完全に照らす明り、ようを白燈一燈を掲げ、且つ、第十条第一項の船舶を掲げなければならぬ。

二 帆船にあつては、夜間は、扁圓を完全に照らす明り、ようを白燈一燈を掲げ、且つ、他の船舶と接近するとき、衝突を防ぐために十分な時間、最も見えやすい場所に白色の灯火を示さなければならぬ。

三 動力機であるときは、航行中であるにかかわらず、艀間は、最も見えやすい場所にかご一個を掲げなければならぬ。

6 網又はなわを用いて漁るう、をしてしている漁船は、この条の燈火の外、作業用の燈火を用い、又は接近してくる他の船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7 網又はなわを用いて漁るう、をしてしている漁船は、停泊している場合は、夜間は、第十一号第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少くとも一・八三メートル下方の位置から漁具の方向に水平線上少くとも三・〇五メートルを隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならず、艀間は、第十一号第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ艀上に掲げなければならぬ。

8 網又はなわを用いて漁るう、をしてしている漁船は、漁具が艀その他の位置物にからみついた場合は、艀間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一号第三項の黒球を掲げなければならず、夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならぬ。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近してくるときは、艀間であると夜間であるにかかわらず、更に第十一号第三項の号に規定する音響信号を行わなければならぬ。

(船尾燈及び艀尾燈)
第十条 航行中の船舶は、船尾においてできる限りけん燈と同一の高さの

位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十二点(自二十五度)にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船尾方向から各けん六度(六十七度三十分)の間を照らすように装置

され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

2 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由により前項の船舶を掲げることができない場合は、白色の横帯電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるように手近かに備えておき、追いつき船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならぬ。

3 航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならぬ。この燈火は、コンパスの百四十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正横尾方向から各けん七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

(停泊燈等)
第十一条 長さ四十五・七五メートル未満の船舶は、停泊している場合は、

夜間においては、その前部で最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた所から視認される明り、ようを白燈一個を掲げなければならぬ。

2 長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に前項の燈火一個を掲げ、且つ、船尾又はその近くの場所でのこの燈火から四・五七メートル以上下方の位置にこれと同様の燈火一個を掲げなければならぬ。但し、これらの燈火は、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならぬ。

3 船舶は、停泊している場合は、周囲においては、その前部で最も見えやすい場所に、六・一メートル以上の横帯電燈一個を掲げなければならぬ。

4 水底電燈若しくは水底電燈の敷設若しくは引揚、調査又は水中作業を

している船舶は、停泊している場合は、前三項の灯火又は形象物の外、

第四項第三項の灯火又は形象物を掲げなければならない。

5 船舶は、乗り掲げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の灯火及び形象物一箇の灯火を掲げなければならず、風間は、最も見えやすい場所に、白燈(1)。六メートル以上の黒球三箇を一・八三メートル以上隔てて、縦線上に並列しなければならない。

6 長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から確認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。

7 長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から確認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。この

場合において、幅が四十五・七五メートルをこえるものにあつては、これらの灯火の外、最大幅を測つたために、両側に、できる限り一海里離れた周囲から確認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならぬ。

8 水上航空機は、乗り掲げている場合は、前二項の灯火を掲げなければならず、且つ、風間は黒らす紅燈二箇を少くとも〇・九メートル隔てて、縦線上に並列することが出来る。

(注意 起信号)

第十二条 船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する灯火の外、灯火を示し、又はこの法律に規定する信号と認識されていゝ発音その他の有効な信号による注意を發することが出来る。

(軍艦の火及び形象物の特別規則)
第十三条 この法律の規定は、軍艦、送されて航行している船舶又は水

上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に接する位置及び信号等について各該の政府が特に定めたる規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の航行する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた特別信号を使用することを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、灯火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認距離に関するこの法律の規定に従うときは当該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその国の政府が認める場合において、当該船舶又は水上航空機の灯火又は形象物の数量、位置、視認距離又は

視認距離についてその国の政府がこの法律の規定に従つて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

(帆及び機関を用いてゐる船舶の形象物)
第十四条 帆を用いて進行中の船舶は、同時に機関を用いて推進してゐるも

のは、艦間には、その前部で最も見えやすい場所に、底の直径が〇・六一メートル以上の黒色の円すい形象物一個を頂点を上にして掲げなければならぬ。

(露中船における信号)
第十五条 動力船は、蒸気又はこれに代るものによつて音響を發し、その音響が他の物によつて妨げられないように設置された有効な汽笛、機械的な方法によつて音響を發する有効なフォグ・ホーン及び有効な号鐘を備えなければならぬ。また、二十トン以上の帆船は、動力船に備えられるものと同様のフォグ・ホーン及び号鐘を備えなければならぬ。

2

航行中の船舶が決まりの規定により行う信号は、左の各号に掲げる物を
用いて行わなければならない。

一 動力船にあつては、汽笛

二 帆船にあつては、フオグ・ホーン

三 引かれている船舶にあつては、汽笛又はフオグ・ホーン

3

霧、もや、雨、雪、暴風その他これらと同様に視界が制限される状態に
ある場合の信号については、風聞であると夜間であるとにかかわらず、

左の各号による。

一 航行中の動力船は、対水進力を有する場合は、二分間をこえない間

隔で長音を一回鳴らさなければならない。

二 航行中の動力船は、対水進力を有しない場合は、二分間をこえない
間隔で長音を二回鳴らさなければならない。この二回の長音の間隔は、

約一秒間とする。

三 航行中の船舶は、一分間をこえない間隔で、右げん、左げん、
正横の吹鳴、左げん、開きのときは連続した二回の吹鳴、正横後から開き
を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならない。

四 停止している船舶は、一分間をこえない間隔で約五秒間急進に号鐘
を鳴らさなければならない。且つ、長さ百六・七五メートルをこえる船
舶にあつては、これを汽笛において行う外、後部において、この号鐘
と異なるいかなる音を有するもの、その他の物を一分間をこえない間隔で
約五秒間鳴らさなければならない。また、接近してくる他の船舶に又
して、自船の位置及び衝突の危険性を警告する必要がある場合は、前
記の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。
五 他の船舶若しくは水上航空機と引いている船舶、水底電線若しくは

航行中の船舶は、引張をしていて、航行が自由でない状態にあるため、近づく船舶の進路を避けることができない船舶は、この航行の決定に従つて航行することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音及び音を鳴らさなければならぬ。

六 引かれていて航行中の船舶（二年以上あるとき）、航行中の船舶に乗組員がいる場合は、当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び音を鳴らさなければならぬ。この信号は、できる限り引いていて航行中の船舶の航行信号の直後に行わなければならない。

七 曳り揚げていて航行中の船舶は、航行信号の直後に規定する信号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならぬ。

八 二十トン未満の船舶は、航行信号の直前に規定する信号を鳴らし、且つ、航行信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打し、航行信号の直後に規定する信号を鳴らすことができる。

九 二十トン以上の船舶は、航行信号の直前に規定する信号を鳴らし、且つ、航行信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打し、航行信号の直後に規定する信号を鳴らすことができる。但し、この信号は、航行信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打し、航行信号の直後に規定する信号を鳴らすことができる。

十 水上航行中は、第一号から第七号までの規定に従って信号を行い、又は一分間をこえない間隔で他の有効な信号による信号を行わなければならない。

ばならない。

(一) 中ぎれおける前方等)

第十六条 船舶又は水上航空機は、航行の安全のため、氷の滑走及び着氷直後の航行を避く。一をしくいる水上航空機は、霧、もや、降雪、暴風その他これらと同様に航行が制限される状態にある場合は、その時の状況に十分注意し、速座の能力で進行しななければならない。

2 前方から、その正面の前方に三つてこの船舶又は水上航空機の前条第三項の航行を要したる場合で、その位置を確かめることができなるときは、状況の許す限り、航行の進路を止め、しかる後衝突の危険をなくなるまで注意して回避しなければならぬ。

第三章 航法

航文

1 この章の規定を履行するに當つては、すべての動作は、十分余裕のあ

る時期に、適當な船舶の運用方法によりためらわずに行わなければならない。

2 衝突のおそれがあるかどうかを接近してくる他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることによつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突のおそれがあるものと判断しなければならない。

3 船舶は、水上航空機が、離水し若しくは着氷する最後の段階に入つた場合又は不利な天気において移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができることがあることに注意しなければならない。

(帆船の航法)

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

[illegible]

二 正人、一杯厚きの輪船は、三寸、一杯厚きの船の遊路を駆け抜け
ればならない。

一、船が風を受けるに、人が暴れるときは、左、
人に風を受ける時は、右、人に風を受ける船の
進路を避けなければならぬ。

一隻の船舶が、
を曳けるけん、
が同じであるとき、
風

上の階は、下の階の通路の端を駆け上らなければならぬ。

地底に手をかけることは、
 地の奥の奥の奥を掘り出さなければならぬ。

(行きの船の航法)

第十八年 二條の勅力が廣く、又は何とんど勅令が行き會つ、其
 中であつて、勅令のおそれがあると書け、各々其は、互に其の平穩の正

けん、側を通過することができるよう、それぞれ針路を右にききられ
はならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向か
いに行き会う場合とは、風間においては、自船のマストと他の船舶のマ
ストとを一風見又はほとんど一風見に見る場合、夜間においては、互に
他の船舶の照燈のりん、燈を見る場合とし、風間において、他の船舶が自
船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船
の紅色のけん、燈が他の船舶の紅色のけん、燈に対する場合、自船の綠色の
けん、燈が他の船舶の綠色のけん、燈に対する場合、自船の船首方向に他の
船舶の綠色のけん、燈を見ないでその紅色のけん、燈を見る場合、自船の船
首方向に他の船舶の紅色のけん、燈を見ないでその綠色のけん、燈を見る場
合又は他の船舶の照燈のけん、燈を目船の船首方向以外の方向に見る場合
は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

一、林道を走るといふ事は、一歩一歩の道のりを進めなければなら

左、人一杯置きの船は、右、人一杯置きの船の港路を避けなければならぬ。

二 一、船を走らない二、波の勢が風を受ける、人力になるときは、左、右、人に風を受ける船の進路を避けなければならぬ。

一不慮きで無いニ、動物が受ける、は同じであるとき、屋上の動物は、屋下の動物の運動を避けるなければならない。

「お尻に尻を受ける胎児は、母の胎動の進退を察知なければならぬ。

(行方不明の法)

十八卷 二作の「力難か異曲かい又はほとんど異曲かいに行ふ」と云ふ、此
 合であつて、異曲のおそれがあると言は、各曲對は、互に曲の吟用の左

けん、側を通過することができるよう、それぞれ針路を右に改むければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合とは、真向かいにおいては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、真向かいにおいては、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、真向かいにおいては、自船の紅色のけん、燈が他の船舶の紅色のけん、燈に対する場合、自船の綠色のけん、燈が他の船舶の紅色のけん、燈に対する場合、自船の綠色のけん、燈を他の船舶の紅色のけん、燈に見ないでその紅色のけん、燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のけん、燈を見ないでその紅色のけん、燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のけん、燈を見ないでその紅色のけん、燈を見ないでその紅色のけん、燈を見る場合、自船の船首方向以外の方角に見る場合又は他の船舶の船首方向以外の方角に見るけん、燈を自船の船首方向以外の方角に見る場合、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

船において他の船舶の航行を妨げることができるとするものではない。
5。

(切迫した危険を避けるための措置等)

第二十七条 この法律の規定を執行するに当つては、通航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況（船舶又は水上航空機の性能に基づくものを含む。）について十分注意しなければならぬ。この特殊の状況の場合には、切迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらぬことができる。

第四章 航則

(針路信号等)

第二十八条 船舶が互に他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの法律の規定により針路を転じ、又は機関を進進にかけているときは、当該船舶は、汽笛を用いて左の各号の信号を行わなければ

ならぬ。

- 一 針路を右に転じているときは、短音一回
- 二 針路を左に転じているときは、短音二回
- 三 機関を後進にかけるときは、短音三回
- 四 動力船は、この法律の規定によりその針路及び動力を保持しなければならぬ場合であつて、他の船舶の視野の内にある、かつ当該船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつていゝかどうかわつたものと認めるときは、この規定を遵守するため、汽笛を用いて急進に短音を五回以上鳴らすことができる。但し、この規定は、この信号を行うことをよりこの法律に規定する義務を免除するものではない。

五 この法律の規定は、軍艦又は誤送されて航行している船舶の相互の間において用いるこの法律に定める汽笛信号以外の汽笛信号について、各

の形が年々定めた規則の施行を妨げるものではない。

(注意等を受けることについての責任)

第二十九条 この法律の規定は、燈火を指示し、若しくは信号を行うこと、
適當な見張をおくこと又は船舶の常務として若しくはその時の職務な
るににより必らずとされる注意を怠うことを怠ることによつて生じた結果に
ついて、船舶、船舶所有者、船長又は船員の責任を免除するものではな
い。

(港、河川、湖沼等における船舶)

第三十条 港及びその境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に
關し遵守すべき燈火又は形状物の表示、信号、航法その他通航に關する
事項であつて、港則法（昭和二十二年法律第百七十號）の定めるもの
については、同法の定めるところによる。

2 河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水

域によつて、船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は
形状物の表示、信号、航法その他通航に關する事項については、政令で
定めるものを定め、政令で定めなければならないこととする。

(船舶等)

第三十一条 船舶又は水上航空機が通航して他の船舶又は航空機からの通航
を妨げる場合は、互の責任に依りて損害の賠償又は一罰を課するものと
する。

一 第一号の船舶で行う一組の航行その他の航行の妨げによる損害

二 第二号の船舶による通航の妨げ

三 第三号の船舶で航行する、航行の妨げを受ける船舶又は航空機

第四号の船舶

第五号の船舶その他の船舶の航行の妨げによるモータースポーツの

航行の妨げ

五 船舶の航行による「メーデー」という呼出しの
六 船舶の航行による目視の監視を
七 船舶の航行による目視の監視を
八 船舶の航行による目視の監視を

船舶の航行による目視の監視を

八 船舶の航行による目視の監視を

九 船舶の航行による目視の監視を

二 船舶の航行による目視の監視を
これ、船舶の航行又はこれと並行されることを示す目的に
いふ。

(附則)
第三十二條 船舶の航行による目視の監視を
船舶の航行による目視の監視を
船舶の航行による目視の監視を
船舶の航行による目視の監視を

附
則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）は、廃止する。
- 3 港則法の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 海上衝突予防法（昭和二十八年法律第 号）第七條第四
項に規定する船舶（同項但書に規定する場合に限る。）又は同条第五
項に規定する船舶は、これらの規定にかかわらず、港内においては、
夜間航行中それぞれ同条第四項但書又は同条第五項に規定する灯火を
表示しておかなければならない。

第二十八條、第三十條の二第一項及び第三十條の三中「汽笛又は汽笛」を「汽笛又はサイレン」に改める。

第二十條の二第一項中「長音五聲」を「長音（海上衝突予防法第一條第三項第十一号の長音をいう。）を五聲」に改め、同條第三項を削る。

4 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十七條を次のように改める。

第二十七條（船舶）

第二十八條中「、汽笛及汽笛命令」を「及汽笛」に、第二十九條中「前二條」を「前條」に改める。

第三十條中「、第二十七條ノ規定」を削る。

第三十一條中「、海上衝突予防法ハ第二十七條ノ規定ノ施行ノ日より」を削る。

5 汽笛法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正

する。

第六十四條中「右しくは水上に停泊し、」を削り、同條に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和二十八年法律第 号）の定めるところによる。

第八十二條に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

6 保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七條中「第二十七條の規定並びに」を削る。

十八条、第二十条の二第一項及び第三十条の三中「汽船又は汽船」
「又はサイレン」に改める。

十条の二第一項中「**五号**」を「長音（海上衝突予防法第一条
第十一号の長音をいう。）を五号」に改め、同条第三項を削る。
海商法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
十七条を次のように改める。

七条 削除

十八条中「、**汽船**及帆船命令」を「及帆船」に、第二十九条中「
」を「前条」に改める。

十条中「、第二十七条ノ規定」を削る。

十一條中「、海上衝突予防法ハ第二十七條ノ規定ノ施行ノ日ヨリ」

法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正

十四条中「若しくは水上に停泊し、」を削り、同条に次の但書
を。

水上にある場合については、海上衝突予防法（昭和二十八年
号）の定めるところによる。

十二条に次の但書を加える。

水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところ

（昭和二十七年法律第二百六十五号）の一部を次のように
する。

十七条中「第二十七条の規定並びに」を削る。

上記空欄に法
番号を記入せ
られたい。

法制局第三部

理 由

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際会議において承認された千九百四十八年の国際海上衝突予防規則に準拠して、海上における船舶及び水上航空機の衝突予防に関する定をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参考

附則関係條項

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）

第二十條 この章並びに第十四條第五項及び前條の命令に定めるものの外、港内における航法については、海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）の定めるところによる。

第二十七條 海上衝突予防法第七條第一項第三号及び第四号に規定する船舶は、夜間航行中それぞれ同項第三号又は第四号に規定する船燈を掲揚しなければならない。

第二十八條 船舶は、港内においては、みだりに汽笛又は汽角を吹き、

鳴らしてはならない。

第三十條の二第一項 特定港内にある船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除き、火災を示す警報として汽笛又は汽角をもつて長声五響を吹き鳴らさなければならぬ。

第三十條の二第三項 第一項の長声とは、四秒から六秒までの時間継続する聲をいう。

第三十條の三 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又は汽角を

備えるものは、船内において汽笛又は汽角の吹鳴に従事する者が見易いところに、前條に定める火災警報の方法を表示しなければならぬ。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）

第二十七條 船舶、衝突予防ニ関シ船舶、遵守スベキ船燈、表示、航法、信号、其、他必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 危険物、運送禁止、遭難者救助、救命艇、操練及操舵命令ニ関スル事項並ニ危険及氣象、通報其他船舶航行上、危険防止ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 前三條ニ規定スル事項ヲ除ク、外都道府県知事ハ
第二條第一項ノ規定ヲ適用セザル船舶、堪航性及人命ノ安全ニ関
シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ得

第三十條 本法施行ノ期日ハ第二條第一項第十一号ニ関スル規定、
同條同項第十二号ニ関スル規定、第二十七條ノ規定並ニ他ノ一般規
定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 船舶検査法、船舶満載吃水線法、船舶無線電信施
設法及明治六年第二百九十二号布告ハ前項ノ一般規定施行ノ
日より、海上衝突予防法ハ第三十七條ノ規定ノ施行ノ日より之ヲ廢止ス

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

（航空機ノ燈火）

第六十四條 航空機ハ、夜間（日没から日出までの間をいう。以下同
い。）において航行し、若しくは水上にてい泊し、又は夜間において使用
される飛行場に停留する場合には、運輸省令で定めるところによ
りこれを燈火で表示しなければならぬ。

（航空機ノ衝突予防）

第八十三條 航空機ハ、他の航空機又は船舶との衝突を予防するた
め進路及び速度について運輸省令で定める方法に従ひ、航行し
なければならぬ。

保安庁法（昭和三十七年法律第二百六十五号）

第八十七條 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定は、第二十七條の規定並びに第二十八條の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除き、警備隊の使用する船舶については、適用しない。

海上衝突豫防法

明治三十五年六月二十三日
法律第五号

改正 明治三十二年四月第四三号、三十九年四月第四四号、大正十四年三月第三八号

総則

本法ハ海洋ト海洋接続ノ場所トヨ同ハス凡ソ航洋船ノ運航シ得ヘキ水上ニ於ケル船舶ニ適用ス

本法中汽船ト雖帆ヨ以テ運転シ汽力ヲ用ヰサルトモハ帆船ト看做シ汽力ヲ用ウルトモ帆船ヲ用ウルト用ヰサルトノ別ナク汽船ト看做スヘシ

本法中汽船トハ凡ソ舷側ノ作用ニ因テ運転スル船舶ヲ謂フ

本法中船舶航行中トハ碇泊若ハ繫泊又ハ坐礁、膠沙ニ非ナル場合ヲ謂フ

船燈

本法中船燈ニ関シテ見得トハ晴天ノ暗夜ニ於テ認め得ルヲ謂フ

第一系 船燈ニ関スル規定ハ天氣ノ如何ニ関セス日夜ヨリ日出マテ必ス遵守スヘシ此時固

中ハ本法ニ定メラレタル船燈ノ外之に紛レ易キ燈ヲ掲クヘカラス

第二系 汽船ハ航行中必ス左ノ燈ヲ掲クヘシ

- 一 前桅若ハ其ノ前面ニ於テ又ハ前桅ヲ見ヘサルトキハ本船ノ前方ニ於テ船体上二十尺ヨリ低カラサル所ニ若ハ船腹二十尺ヲ超ユルトキハ其船腹ヨリ低カラサル所ニ燈明ノ白燈一箇ヲ掲クヘシ然レトモ船体上四十尺以上ノ所ニ揚クルヲ望セズ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ発シテ鐵盤ノ二十点間ヲ照スヘク製造シ其ノ射光ヲ船ノ正首ヨリ右舷正横後ノ二点マテ及フヘキ様装置シ且少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノヲ用ウヘシ
- 二 右舷ニ綠燈ヲ掲クヘシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ発シテ鐵盤ノ十点間ヲ照スヘク製造シ其ノ射光ヲ船ノ正首ヨリ右舷正横後ノ二点マテ及フヘキ様装置シ且少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノヲ用ウヘシ
- 三 左舷ニ紅燈ヲ掲クヘシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ発シテ鐵盤ノ十点間ヲ照スヘク製造シ其ノ射光ヲ船ノ正首ヨリ左舷正横後ノ二点マテ及フヘキ様装置シ且少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノヲ用ウヘシ
- 四 本條第二項第三項ノ燈ニハ其ノ燈ヨリ前ニ少クモ三尺突出シタル隔板ヲ其ノ燈ノ内側ニ装置シ右舷ノ綠光ハ左舷ニアル船ヨリ、左舷ノ紅光ハ右舷ニアル船ヨリ見得

サル様ニ為スヘシ

- 五 其船航行中ハ本條第一項ニ規定シタル白燈ノ外ニ同種ノ白燈一箇ヲ掲揚スルヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ兩燈ヲ電線線上前後ニ掲ケ其ノ前燈ヲ後燈ヨリ少クモ十五尺下方ニ掲ケ其ノ前後ノ距離ハ上下ノ距離ヨリモ多キヲ要ス

- 第三條 汽船他船ヲ引キテ航行スルトキハ兩舷燈ヲ掲クルノ外ニ白燈三箇ヲ上下ニ少ナクモ六尺ヲ隔テ運揚スヘシ此ノ白燈ハ第一條第一項ノ白燈ト同一ノ構造ニシテ且同一ノ場所ニ揚クルヲ要ス然レトモ二艘以上ヲ引キテ航行スルトキハ其ノ引キタル船ノ船尾ト最後ニ引カルル船ノ船尾トノ距離六百尺以上ノ場合ニ於テハ右ニ箇ノ白燈ヨリ上方若ハ下方六尺ノ所ニ尚同種ノ白燈一箇ヲ増揚スヘシ

- 本條ノ引船ハ引カルル船舶ノ操縦目標トシテ燈突若ハ後燈ノ後面ヘ小形ノ白燈一箇ヲ掲クルヲ得但シ此ノ白燈ハ本船正横ヨリ前面ニ見得サル様ニ為スヲ要ス

- 第四條 船隻ノ為メ運転自由ヲ得サル船舶ハ夜間ニアリテハ第一條第一項ニ規定シタル白燈ト同一ノ高サニ於テ最モ見得易キ所ニハ其船ノレハ其ノ白燈ノ代リニハ紅燈ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ運揚スヘシ此ノ紅燈ハ周囲少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノ

ノタルヲ要ス又昼間ニアリテハ最も見得易キ所ニ直径二尺、黒球若ハ黒色ノ形象ニ箇ヲ
上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ運揚スヘシ

海底電信線ノ布設又ハ引揚ニ從テハ船舶ハ夜間ニアリテハ第一項ニ規定シタル
白燈ノ位置ニ於テハ其ノ白燈ノバリエニ三箇ノ燈ヲ上下ニ少クモ六尺ツツヲ
隔テ運揚スヘシ但シ此ノ燈三箇ノ内上下ノ二箇ハ紅色中央ノ一箇ハ白色ニシテ周囲少ク
モ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又昼間ニアリテハ最も見得易キ所ニ直径二
尺以上ノ形象三箇ヲ上下ニ少クモ六尺ツツヲ隔テ運揚シ其ノ上下ノ二箇ハ紅色球形ヲ
ヒ中央ノ一箇ハ白色豎菱形ヲ用ウヘシ

本系ノ船舶全ク運行セサルトキハ舷燈ヲ掲クヘカラス然レトモ運行スルトキハ必ス之ヲ
掲クヘシ

本系規定ノ灯及形象ハ運轉自由ヲ得スシテ他船ノ航路ヲ避クル能ハサルノ信号ト認ムヘ
シ

本系ノ信号ハ難船信号ト相同スヘカラス難船信号ハ第三十一條ニ於テ之ヲ規定ス

第五系 航行中ノ帆船及他船ニ引カレテ運行スル船舶ハ第二系第三項ノ舷燈ノミヲ

掲クヘシ決シテ同系第一項ノ白燈ヲ掲クヘカラス

第六系 小形船舶航行中天氣ノ驟變ニ因リ舷燈ノ二個燈ヲ掲キ難キトキハ何時ニテモ使用
シ得ヘキ舷燈火シテ之ヲ手置カニ雖ハ置キ他船ノ我船ニ近寄り又ハ我船ノ他船ニ
近寄り行クトモハ舷燈ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ其ノ舷燈ヲ他船ヨリ最も見得易
キ舷燈ニ表示スヘシ但シ此ノ時燈光ハ左舷ヨリ、紅光ハ右舷ヨリ見得又目成ルヘク各
舷正横後ノ二点ヨリ後方ヘ見得サル様ニ為スヲ要ス

此ノ緑紅ノ各燈ヲ向還ヒナク容易ニ取扱フ為緑燈ハ綠色、紅燈ハ紅色ニテ外面ヨリ
適當ノ隔板ヲ設置クヘシ

第七系 総積疊四十噸未満ノ汽船総積疊二十噸未満ノ帆船及増糧ヲ以テ運轉スル船舶航行中
ハ必スシテ第一系第一項第三項ニ規定シタル燈ヲ掲クルヲ要セス然レトモ若シ之ヲ
掲ケサルトキハ必ス左ノ規定ニ依ルヘシ

一 四十噸未満ノ汽船

甲 船ノ前部又ハ煙突若ハ其前面ニ於テ航線上九尺ヨリ低カラス且最も見得易キ所ニ

第二系第一項ニ規定シタル構造装置ニシテ少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈

一箇ヲ掲クヘシ

乙 第二系第三項ニ規定シタル構造装置ニシテ、少クモ一海里ノ距離ヨリ見届ヘキ緑紅ノ二燈ヲ掲クルカ又ハ船首ヨリ各舷正横後ノ二点マテ右舷ハ緑色左舷ハ紅色ノ射光ヲ放スヘク製造シタル両色燈一箇ヲ掲クヘシ但シ此ノ燈ハ白燈ヨリ少クモ三尺下方ニ掲クルヲ要ス

ニ 汽艇ハ第一項ノ白燈ヲ舷線上九尺ノ所ヨリ下方ニ掲クルヲ得然レトモ其ノ白燈ハ乙ノ両色燈ヨリ高キヲ要ス

三 二十噸未満ノ帆船ハ帆ヲ用ウルト櫓櫓ヲ用ウルトニ拘ハラズ一面ハ緑色一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用エタル燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ他船ノ汽艇ニ近寄り来ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトモハ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ之ヲ表示スヘシ但シ此ノ時緑光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見届サル様ニ為スヲ要ス

四 櫓櫓ヲ以テ運転スル船ハ櫓櫓ヲ用ウルト帆ヲ用ウルトニ拘ハラズ白色ノ燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ臨時之ヲ表示スヘシ

本条ノ諸船ハ第四系第一項及第十一系末項ノ燈ヲ掲クルニ及ハス

第八系 水先船水先業務ノ為メ其ノ營業所ニ在ル時ハ他船ニ要スル燈ヲ表示セズ周囲ヨリ見届ヘキ白燈一箇ヲ櫓頭ニ掲ケ五十五分時ヲ超エサル短時ノ間隙ヲ以テ閃火一箇若ハ數箇ヲ點スヘシ

水先船ニハ点メシタル燈ヲ用意シ置キ他船ノ我船ニ近寄り来ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトモハ我船ノ進行スル方向ヲ示ス為メ短時ノ間隙ヲ以テ之ヲ表示スベシ但シ此ノ時緑光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見届サル様ニ為スヲ要ス

水先人ヲ要招スル船舶ハ直付ケスヘキ水先船ハ白燈ヲ櫓頭ニ掲クルバ十一箇時之ヲ表示シ又前項ノ燈ノ代リニ一面ハ緑色、一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用エタル燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ前項ノ規定ニ依リ之ヲ使用スルヲ得

要訴水先人ノ業務ニ專用スル水先船水先業務ノ為メ其ノ營業所ニ在リテ碇泊セサルトキハ第一項ノ規定ニ依リ水先船ニ要スル燈及閃火ノ外ニ櫓頭ノ下方八尺ノ所ニ周囲少ナクモ二海里ノ距離ヨリ見届ヘキ紅燈一箇ヲ増掲シ且航行中ノ船舶ニ要スル燈ヲ掲クヘシ前項ノ水先船水先業務ノ為メ其ノ營業所ニ在リテ碇泊スルトモハ第一項ノ規定ニ依リ水先船ニ要スル燈及閃火ノ外ニ前項ノ規定ニ依リ紅燈ヲ増掲スヘシ但シ紅燈ヲ掲クヘカ

ラス

水先船其ノ管業所ニアル水先船ヲ二從事セサルハ其ノ積量ニ相当スル他船ト同様ノ燈ヲ掲クヘシ

第九條 漁船ハ航行中時ニ本條ニ規定アル場合ヲ除ク外其ノ積量ニ相当スル他船ト同様に航行中ノ船舶

ニ対シテ規定シタル燈ヲ掲クルカ又ハ之ヲ表示スヘシ

一 無甲板船即チ全部張詰タル甲板ニ因リテ海水ノ浸ルヲ防カサル船底面漁業ニ從事スルニ當リ其ノ放出スル漁具ノ端ト本船トノ水面上ノ距離ヲ百五十尺以上ナルトモ固固ヨリ見得キ白燈一箇ヲ掲クヘシ

無甲板船同業業ニ從事スルニ當リ其ノ放出スル漁具ノ端ト本船トノ水面上ノ距離ヲ百五十尺ヲ超ユルトキハ固固ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ掲ケ且我船ノ他船ニ近寄り行クトキ又ハ他船ノ我船ニ近寄り来ルトキハ其ノ白燈ノ下方ニ少ナクモ三尺ヲ隔テ且漁具ノ結着シタル方向ニ於テ水面上少クモ五尺ヲ隔テ白燈一箇ヲ増表スヘシ

左

第一ニ規定シタル無甲板船ヲ除ク外漁具ノ端ヲ用キテ漁業ニ從事スル船舶ハ網ノ全部又ハ一即チ水中ニ投下シアル間ハ最も見易キ所ニ白燈二箇ヲ掲クヘシ此ノ面燈ハ上下

ノ距離六尺ヨリ少カラス十五尺ヨリ多カラス且垂直線ニテ測リタル前後ノ距離五尺ヨリ少カラス十尺ヨリ多カラサル様其ノ一燈ヲ他船ノ下方ニ設置シ其ノ下燈ハ網ノ方向ニ掲クヘシ此ノ面燈ハ固固少クモ三海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス
総積量二十噸未満ノ帆走漁船ハ地中海及日本國ノ諸國ノ沿岸ニ於テハ必スシモ面燈中其ノ下燈ヲ掲クルヲ要セス然レトモ之ヲ掲ケサルハ他船ノ我船ニ近寄り来ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトキ少クモ一燈ヲ掲ケ且其ノ白燈一箇ヲ同

三

第一ニ規定シタル無甲板船ヲ除ク外延縄ヲ用キテ漁業ニ從事スルニ當リ延縄ヲ結着

シ又ハ之ヲ曳入ルル船舶ニシテ碇泊セス又ハ第八ニ依リ碇泊セサルモノハ流シ網ヲ用キテ漁業ニ從事スル船舶ト同一ノ燈ヲ掲クヘシ其ノ延縄ヲ曳ヘ又ハ曳縄ヲ用ウルモノハ其ノ船ノ種類ニ依リ航行中ノ汽船又ハ帆船ニ対シテ規定シタル燈ヲ掲クヘシ
総積量二十噸未満ノ帆走漁船ハ地中海及日本國並韓國ノ沿岸ニ於テハ必スシモ面燈中其ノ下燈ヲ掲クルヲ要セス然レトモ之ヲ掲ケサルトキハ他船ノ我船ニ近寄り来ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄り行クトキ少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ同

一ノ位置（釣鐘ノ方向ニ於テ）表示スヘシ
四 打タセ網ヘ総テ注意ニ兼テ曳クモノヲ包含スルヲ由テ、漁業ニ従事スル船舶ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

甲 汽船ハ第一係第一頂ニ規定シタル白燈ノ位置ニ白色ノ燈籠一箇ヲ掲ケ、尚其ノ下方六尺ヨリ少カラスナニマヨリ、多カラサル所ニ白色ノ燈籠一箇ヲ掲揚スヘシ。此ノ三色燈ハ船ノ正首ヨリ左右各二点マテ、白色其レヨリ各舷正横後ノ二点マテ、右舷ハ綠色左舷ハ紅色ノ射光ヲ投スハク製造シ、且新置スル一燈一又白燈ハ第一係第二不同ナク、亮明ノ光ヲ發シテ周囲ヲ照スヘク製造シタルモノトシ、一燈ニテモ可シ。

乙 帆船ハ第一係第二不同ナク、亮明ノ光ヲ發シテ周囲ヲ照スヘク製造シタル白色ノ燈籠一箇ヲ掲ケ、且他船ノ汽船ニ近寄リ来ルカ又ハ我船ノ帆船ニ近寄リ行クトモハ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メ、最モ見得易キ所ニ白色ノ灯火又ハ炬火一箇ヲ表示スヘシ。甲及ヒ乙ニ規定シタル諸燈ハ少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス。桁綱ヲ用エテ、牡蠣採取ニ従事スル船舶其ノ他桁綱ヲ用エテ漁業ニ従事スル船舶ハ、打タセ網ヲ用エテ漁業ニ従事スル船舶ト同一ノ燈ヲ掲ケ、及之ヲ表示スヘシ。

六 漁船ハ本係ニ規定シタル燈ヲ掲ケ、及之ヲ表示スル外、何時ニテモ灯火ヲ用エ、且漁業用ノ燈火ヲ用ルヲ得。

七 長サ百五十尺未満ノ漁船、碇泊中ハ周囲少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ、碇クヘシ。長サ百五十尺以上ノ漁船、碇泊中ハ周囲少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ、碇クヘシ。且第一係ニ規定シタル白燈一箇ヲ、増設スヘシ。

八 長サ百五十尺未満ノ帆船、碇泊中ハ周囲少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ、碇クヘシ。長サ百五十尺以上ノ帆船、碇泊中ハ周囲少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ、碇クヘシ。且第一係ニ規定シタル白燈一箇ヲ、増設スヘシ。

九 汽船中降雪其ノ他惡風雨中流シ網打タセ網桁綱又ハ延縄ヲ用エテ漁業ニ従事スル船舶、積雪二十噸以上ノ船舶ハ汽船ニアリテハ汽船若ハ汽角帆船ニアリテハ汽角ヲ用エ、一分

十五米第四頂及末頂参照）

時ヨリ多カラサル向隔ヲ以テ一市ヲ終シ之ヲ終キテ号鐘ヲ鳴ラスヘシ終積置ニ十時
未滿ノ漁船ハ必スシモ此ノ信号ヲ為スヲ暖セス然レトモ之ヲ為ササルトキハ一分時
ヨリ多カラサル向隔ヲ以テ適宜他ノ有効ナル音響信号ヲ為スヘシ

十 網延繩又ハ打タセ網ヲ用ヰテ漁業ニ従事スル船舶航行中昼間ニアリテハ最も見得易キ
所ニ藍其ノ他ノ信号ヲ掲ケ近寄り来ル他船ニ其ノ漁業中ナルコトヲ表示スヘシ若シ
錨泊中ノ船舶漁具ヲ投下セルトキハ他船ノ近寄り来ルトキハ同様に信号ヲ他船ノ航
過シ得ル舷側ニ於テ表示スヘシ

本條ニ依リ時ニ規定シタル燈ヲ掲ケ又之ヲ表示スルヲ要スル船舶ハ第四條第一項及第十
一條末項ノ燈ヲ掲クルニ反ハス

第十條 他船ニ追越サレントスル船舶ハ他船ニ向ツテ船尾ヨリ白燈ヲ表示シ又ハ灯火ヲ發
スヘシ

本條ニ從ツテ表示スヘキ白燈ハ豫メ船尾ニ掲置クヲ得然レトモ此ノ燈ハ少クモ一海里ノ
距離ヨリ見得ヘキモノニシテ常ニ不同ナキ光明ノ光ヲ發シ縦線ノ十二点間ヲ照スヘク製
造シ給ノ正後ヨリ左右ヘ六氣向射光ノ反フヘキ板隔板ヲ裝置シ成ルヘク舷燈ト同一ノ

高さニ掲クヘシ

第十一條 長サ百五十尺未満ノ船舶錨泊中ハ前方ノ最も見得易クシテ船体上ヨリ二十尺ヲ
越エサル所ニ白燈一箇ヲ掲クヘシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光明ノ光ヲ發シ周囲少クモ一海
里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス

長サ百五十尺以上ノ船舶錨泊中ハ前方ノ最も見得易クシテ船体上二十尺以上四十尺以下
ノ所ニ前項ノ白燈一箇ヲ掲ケ且船尾若ハ其ノ最寄ニ於テ前方ノ燈ヨリ少クモ十五尺下ヲ
ニ前項ノ白燈一箇ヲ掲クヘシ

本條船舶ノ長サハ本船舶總書面ノ長サニ依ルヘシ
航路若ハ其ノ最寄ニ於テ錨場ケタル船舶ハ本條白燈ノ外尚第四條第一項ニ規定シタル紅
燈二箇ヲ掲クヘシ

第十二條 各船舶他船ノ注意ヲ喚起スル為必要ナリトスルトキハ本法ニ規定シタル船燈ノ外
尚灯火ヲ發シ或ハ燈船信号ト相同セサル燈船信号ヲ發スルヲ得

第十三條 本法船燈ノ規定ハ二艘以上ノ軍艦又ハ軍艦ニ護送セラルル船舶ニ適用スル列位
燈又信号燈ニ關シ各国民政府ニ於テ特ニ制定シタル規則ノ施行ヲ妨ケス又船舶所有主ニ於

予其ノ國政府ノ許可ヲ受ケ發給公告ノ手続ヲ經テ私用スル識別信号ノ取用ヲ妨グ
第十四條 汽船互向ニ帆ノミヲ以テ運轉スルモ其ノ烟突ヲ引下ケサルトキハ前云ノ點ニ
傳易キ所ニ直徑二尺ノ黑球若ハ黒色形象一箇ヲ掲クヘシ

霧中信号

第十五條 航行中ノ船舶ニ關シ本條ニ規定シタル信号ヲ爲スニハ左ノ信号ヲ用ウヘシ
汽船ハ汽笛若ハ汽角

帆船及他船ニ引カレテ運行スル船舶ハ霧中信号

本條中長声トハ四秒乃至六秒時間ノ長声ヲ謂フ

汽船ハ汽力其ノ他之ニ代用スヘキモノニ因リ發生スル撞音ノ汽笛若ハ汽角ヲ音響ノ妨害
物ナキ所ニ設置シ且汽鐘及汽角ノ取用ニ因リ發生スル撞音ノ霧中信号ヲ備フヘシ又總積
量二十噸以上ノ帆船ハ汽船同様ノ汽鐘及霧中信号ヲ備フヘシ

霧中降雪其ノ他暴風中ハ昼夜ノ別ナク左ノ各項ニ規定シタル信号ヲ爲スヘシ

一 汽船航行中ハ二分時ヨリ多カラサル間隔ヲ以テ長声ヲ一發スヘシ

二 汽船航行中運轉ヲ止メテ速力ヲ有タサルトキハ二分時ヨリ多カラサル間隔ヲ以テ長

声ヲ二發スヘシ但シ其ノ二發ノ間隔ハ大約一秒時タルヲ要ス

三 帆船航行中ハ一分時ヨリ多カラサル間隔ヲ以テ右舷側ナレハ一声ヲ發シ左舷側ナレ

ハ二聲ヲ運送シ船ノ正横後ニ風ヲ受ケタルトキハ三聲ヲ運送スヘシ

四 船舶碇泊中ハ一分時ヨリ多カラサル間隔ヲ以テ大約五秒時間劇シク汽鐘ヲ鳴ラスヘ

シ

五 他船ヲ引キテ運轉スル船舶、海底電信線ノ布設若ハ引揚ニ從事スル船舶及航行中運

轉自由ヲ傳スニテ近寄り来ル他船ノ航路ヲ避ケ能ハサルカ又ハ本法ニ遵テ運轉シ能

ハサル船舶ハ本條第一項及第三項ニ規定シタル信号ノ代リニ二分時ヨリ多カラサル

間隔ヲ以テ三聲ヲ運送シ即チ長声ヲ一發シタル後直ニ短声ヲ二發スヘシ又他船ニ引

カレテ運轉スル船舶モ此ノ信号ヲ爲スハ妨ナシト雖他ノ信号ヲ爲スヘカラス

總積量二十噸未満ノ帆船ハ必スミモ前數項ニ規定シタル信号ヲ爲スヲ要セス然レトモ其

ノ信号ヲ爲ササルトキハ一分時ヨリ多カラサル間隔ヲ以テ適宜他ノ音響信号ヲ爲スヘシ

霧中速力

第十六條 霧中降雪其ノ他暴風中ハ各船現時ノ状況ニ注意シ適度ノ速力ヲ以テ進行スヘシ

汽船其ノ正横ヨリ前面ニナリテ他船ノ霧中信号ヲ聞キ其ノ所在ヲ定メ得タルトモハ成ル
ヘク機関ノ運転ヲ止メ全ク衝突ノ虞ナキニ至ルマデ其ノ運行ニ注意スヘシ

航 方

衝突ノ危険ハ其ノ現況ニヨリ我船ニ近寄リ来ル他船ノ方位ヲ看穿シテ之ヲ予知スルヲ得
若其ノ方位儘ニ変更スルヲ認メサルトモハ危険アルモノト知ルヘシ

第十七條 二艘ノ帆船互ニ近寄リテ衝突ノ虞アルトモハ其ノ一船ヨリ左ノ如ク他船ノ航路
ヲ避クヘシ

一 一杯ニ用カサル船ハ一杯ニ用キタル船ノ航路ヲ避クヘシ

二 左舷ニ一杯ニ用キタル船ハ右舷ニ一杯ニ用キタル船ノ航路ヲ避クヘシ

三 一杯ニ用カサル二艘ノ船、風ヲ受クル舷同シカラサルトモハ左舷ニ風ヲ受ケタル船

ヨリ他船ノ航路ヲ避クヘシ

四 一杯ニ用カサル二艘ノ船、風ヲ受クル舷同シキトモハ風上ノ船ヨリ風下ノ船ノ航路
ヲ避クヘシ

五 船尾ヨリ風ヲ受ケタル船ハ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第十八條 二艘ノ汽船正シク真向又ハ幾ント真向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトモハ両船トモ
航路ヲ右舷ニ転シ互ニ他船ノ左舷ノ方ニ行過スヘシ

本条ハ両船正シク真向又ハ幾ント真向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトモハ限り適用スヘシ兩
船各々其ノ航路ヲ保チテ互ニ替リ行クトモハ適用スヘカラス

本條ヲ応用スヘキ場合ハ両船共ニ正シク真向又ハ幾ント真向ニ行逢ヒタルトモ即チ互向
ニナリテハ我船ノ櫓ト他船ノ櫓ト一直線又ハ幾ント一直線ニ見ユルトモ夜間ニナリテハ
互ニ他船ノ両舷燈ヲ見ルトモハ限ルヘシ

本条ハ昼間他船ノ我船航路ヲ横切リテ我船ノ前面ニ見ユルトモハ夜間我船ノ紅燈他船ノ
紅燈ニ対シ或ハ我船ノ緑燈他船ノ緑燈ニ対スルトモハ我船ノ前面ニ緑燈ヲ見ユルニ紅燈ヲ見
スニテ緑燈ヲ見ルトモハ緑紅ノ両燈ヲ我船ノ前面ヨリ他ノ位地ニ見ルトモハ適用スヘカラス

第十九條 二艘ノ汽船互ニ航路ヲ横切リテ衝突ノ虞アルトモハ他船ヲ右舷ニ見ル船ヨリ他船
ノ航路ヲ避クヘシ

第二十條 帆船ト汽船ト互ニ近寄リ衝突ノ虞アルトモハ帆船ヨリ帆船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十一條 本条航方ニ依リ二船ノ内一船ヨリ他船ノ航路ヲ避クルトモハ他船ニ於テ其ノ

鐵路及速力ヲ保ツヘシ但シ他船ニ於テ天候惡化又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ航路ヲ避クル船
ノ如實ノミニテハ衝突ヲ避ケ能ハサル程面船接近シタルコトヲ認ムルトキハ自ラ亦極度
衝突ヲ避クルニ至當ノ処置ヲ為スヘシ

第二十二條 本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クヘキ船ハ成ルヘク他船ノ前面ヲ横切ルヘカ
ラス

第二十三條 本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クヘキ汽船ハ他船ニ近寄ルタルトキ時宜ニ急
シテ速力ヲ減メ若ハ運転ヲ止メ又ハ後退スヘシ

第二十四條 総テ他船ヲ追越ス船ハ本法航方中前數條ノ規定ニ拘ハラズ他船ノ航路ヲ避ク
ヘシ總テ他船ノ面線正横後ノ二点以外即チ夜間ニアリテハ舷燈ヲ見難キ位置ヨリ其ノ船
ヲ追越サントスル船ハ之ヲ追越船ト為シ其ノ後面船ノ位置ニ要更ヲ求メ其ノ追越船
ヲ以テ本法ノ航路横切船ト為サス故ニ其ノ船ハ他船ヲ全ク追越シアルマデ他船ノ航路ヲ
避クヘキモノトス

意同他船ヲ追越サントスル船舶ニシテ前項ニ記載シタル方位ノ内外ヲ解知シ難キモノハ
本船ヲ追越船ト看做シテ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十五條 汽船被碰ノ水道ニ於テ無難ニ通航シ得ルトキハ其由流ノ右側即チ本船ノ右舷
ニ當ル方ヲ航行スヘシ

第二十六條 航行中ノ帆船ハ網或ハ繩ヲ用エテ漁業ニ従事スル帆船ノ航路ヲ避クヘシ但シ
漁船ト雖限リニ他船ノ通航スヘキ線路ヲ妨クヘカラス

第二十七條 本法ヲ履行スルニ當リ運行及衝突ニ關シ百般ノ危險ニ注意スルハ勿論若危險
切迫シテ本法ヲ履行シ能ハサル時殊ノ場合ニ於テハ其ノ危險ヲ避クル為極度ノ処置ヲ為
スコトニ注意スヘシ

航路信号

第二十八條 本条中短声トハ大約一秒時間ノ短声ヲ謂フ航行中ノ汽船他船ニ近寄リ航路ヲ
変セムトスルトキハ汽笛若ハ汽角ヲ以テ左ノ信号ヲ為シ他船ニ我船ノ航路ヲ通知スヘシ

短声一発 我船航路ヲ右舷ニ取ル

短声二発 我船航路ヲ左舷ニ取ル

短声三発 我船全速力ニテ後退ス

懈怠ノ責

第二十九條 本法ハ点燈、信号又ハ見張ノ急リ其ノ他海員ノ常務又ハ幅員ノ処置ニ必要ナル注意ノ急リヨリ生シタル結果ニ付船、船主、船長、海員ヲシテ其ノ責ヲ免レシメサルモノトス

特別

第三十條 本法ハ行政官庁ニ於テ規定シタル港、川其ノ他内海ノ運行ニ關スル特別規則、施行ヲ妨ケス

難船信号

第三十一條 危難ニ罹リテ他船又ハ陸地ヨリ救助ヲ要スル船舶ハ左ノ信号ヲ同時又ハ別々ニ使用スヘシ

基間信号

- 一 大約一分時ノ間隙ヲ以テ砲又ハ其ノ他ノ爆裂發火信号ヲ一發ス
- 二 万国船舶信号書ニ掲載スルNCノ難船信号ヲ表示ス
- 三 方形旗ノ上又ハ下ニ球若ハ之ニ類似ノモノヲ掲クル遠隔信号ヲ表示ス
- 四 霧中信号器ヲ以テ間斷ナク音響ヲ發ス

夜間信号

- 一 大約一分時ノ間隙ヲ以テ砲又ハ其ノ他ノ爆裂發火信号ヲ一發ス
- 二 船上ノ燈塔ヘタル種、相繼ぎテ燃焼スルモノ類
- 三 屋火ヲ免ス船燈或ハ火箭ヲ一時一發ツツ度度打揚ク
- 四 霧中信号器ヲ以テ間斷ナク音響ヲ發ス

附則

第三十二條 本法中船舶積置噸數ニ關シ日本形船八十石ヲ以テ一噸ニ通算ス

第三十三條 本法ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス

第三十四條 明治三十三年七月第三十五号布告海上衝突予防規則同十四里五月第三十三号布告同規則追加同十八里八月第二十七号布告同規則改正追加ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

附則(明治三十三年法律第四十三号)

此ノ法律ハ明治三十三年七月一日ヨリ施行ス

附則(明治三十九年法律第四十四号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則ハ正十四日法律第三十八号
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三十八年七月九日

決裁
御
印

印

法制局長官

内閣官房長官殿

別紙海上衝突予防法案の一部訂正に関する主務省の申出の件は、別に差しつかえがないものと認める。但し、附箋の通り。

海調海第七七号

昭和二十八年七月八日

運輸事務次官

内閣官房長官 殿

海上衝突予防法案中の誤りの訂正方について
海上衝突予防法案中に誤りの箇所がありますので、別紙の通り訂正方
をお願いします。

海運局海運調整部海務課

課長技官

藤崎道好

別紙

海上衝突予防法案中の正誤訂正の件

附則第五項中「若しくは水上に停泊し、」は、「若しくは水上に
て、」泊し、「」の誤り。

昭和二十八年六月二十二日

内閣総理大臣官房総務課長

衆議院議事部長 殿

正誤通知

一 海上衝突予防法案印刷物中

六頁九行

「トン数ト」は「トン数」との誤。

三頁七行

「暴風」は「暴雨」の誤。

四頁八行

「附則」は「附則」の誤。

昭和二十八年六月二日

内閣総理大臣官房総務課長

衆議院議事部長殿

正誤通知

一、海上衝突予防法案印刷物中

一頁八行「停泊してはいない」は「停泊してはいない」の誤。

四四頁六行「ホード」は「ホート」の誤。

四四頁六行「左げん」は「左げん」の誤。

総理府

昭和二十八年七月八日

内閣総理大臣官房総務課長

衆議院議事部長 殿

正誤通知

一 海上衛隊予防法案印刷物中
三頁四行「前号」は「信号」の誤。

総理 官

官公署用紙 B 用 十行目

昭和二十八年一月九日

内閣総理大臣官房総務課長

衆議院議長殿

正誤通知

一 海上衛戩予防法案印刷物中
四頁八行 傳記は「ふい泊」の誤

総理府

海上衝突予防法案

海上衝突予防法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 燈火及び形象物等(第二条—第十六条)

第三章 航法(前文・第十七条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)

附則

第一章 総則

(総則)

第一条 航洋船の航行できる海洋及びこれと接続する水域の水上にある船舶及び水上航空機は、

この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が特殊なため燈火及び形象物の表示に関する規定を完全に遵守することができない場合は、事情の許す限り、これらの規定の趣旨に沿うような措置をとることをもつて足りる。

2 燈火に関する規定は、いかなる天氣においても、日没から日出までの間遵守しなければならない。また、この間は、この法律に規定する燈火と誤認される燈火、この法律に規定する燈火が視認されること若しくはその特性が識別されることを妨げる燈火又は適当な見張の妨げとなる燈火は、表示してはならない。

3 この法律における用語は、他の意味に解釈されることが明らかな場合を除き、左の各号の意味に用いるものとする。

一 「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舶類をいう。

二 「水上航空機」とは、飛行艇その他水上を移動することができる航空機をいう。

三 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶をいう。

四 機関を用いて推進する船舶であつても、帆を用いていて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているといないにかかわらず、動力船とする。

五 船舶又は水上航空機の「航行中」とは、船舶又は水上航空機が、水上にある場合であつて、停泊し、陸岸にけい留し、又は乗り揚げていないときをいう。

六 船体上の「高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。

七 船舶の「長さ」及び「幅」とは、当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅をいう。

八 水上航空機の「長さ」及び「幅」とは、当該水上航空機の耐空証明に係る証書に記載する最大の長さ及び幅をいい、耐空証明に係る証書を受けていない場合は、現に測定した最大の長さ及び幅をいう。

九 「視認される」とは、燈火に関して用いる場合には、大氣が清澄な暗夜において見えることをいう。

十 「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。

十一 「長音」とは、四秒から六秒までの時間継続する吹鳴をいう。

十二 「汽笛」とは、サイレンを含むものとする。

十三 「トン」とは、総積量を表わすトンをいう。

第二章 燈火、形象物等

(マスト燈、前燈及びげん燈)

第二条 動力船の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一 前部マスト又はその前方に、前部マストのないときは船舶の前部に、明り、ような白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二十点(二百二十五度)にわたる水平の弧を

完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各げん正横後二点(二十二度三十分)までの各十点(百十二度三十分)の間を照らすように装置され、且つ、少くとも五海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二 前号の燈火の前方又は後方に、更にこれと同様の構造及び性能を有する白燈一個を掲げなければならない。但し、長さ四十五・七五メートル未満の船舶及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶は、これを掲げることを要しない。

三 前二号の燈火は、キールの上方に置き、前方の燈火の位置は、後方の燈火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、両燈間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならぬ。これらの燈火のうち前方のものの(燈火が一個のときは、その燈火)は、船体上六・一〇メートル以上(船舶の幅が六・一〇メートルをこえるときは、その長さ以上)の高さの位置に掲げなければならない。但し、船体上十二・二〇メートルをこえることを要しな

い。これらの燈火は、いかなる事情においても、他のすべての燈火及び妨害となる上部構造物より高い位置に、且つ、これらによつて妨げられないように掲げなければならない。

四 右げんに緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から右げん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

五 左げんに紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から左げん正横後二点（十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

六 前二号のげん燈には、その前に少くとも〇・九メートル突出した内側隔板を装置し、右

げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見えないようにしなければならない。

2 水上航空機の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一 水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、明りよくな白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二百二十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から各げん正横後二十度までの各百十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二 右翼端に緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から右げん正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

三 左翼端に紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

〔引き船等の燈火〕

第三条 動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合は、前条第一項第一号の燈火を掲げないで、明り、ような白燈二個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。また、引かれてゐる船舶又は水上航空機が二以上であつて、その最後部のものの船尾又は機尾と引いてゐる船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、これらの白燈の上方又は下方一・八三メートルの位置に、明り、ような白燈一個を増掲しなければならぬ。これらのすべての白燈は、前条第一項第一号の燈火と同一の構造及び性能で

なければならず、且つ、増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は、同号の燈火と同一の位置に、増掲した燈火は、船体上四・二七メートル以上の高さの位置に掲げなければならない。但し、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

2 他の船舶又は水上航空機を引いてゐる航行中の動力船は、第十条の船尾燈に代えて、引かれてゐるものの操だの目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

3 水上航空機は、航行中、他の水上航空機又は船舶を引いてゐる場合は、前条第二項の燈火を増掲する外、同項第一号の白燈と同一の構造及び性能を有する燈火一個をその上方又は下方に少くとも一・八三メートル隔てて垂直線上に掲げなければならない。

〔運転不自由船舶等の燈火及び形象物〕

第四条 運転が自由でない状態にある航行中の船舶は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くと

も二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しななければならない。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

2 運転が自由でない状態にある航行中の水上航空機は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径〇・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ〇・九一メートル以上隔てて垂直線上に連掲することができる。

3 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、航行中、作業の性質上接近してくる船舶の進路を避けることができない場合は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有し、その中央の一個が白

色、上下の二個が紅色である三個の燈火を、昼間は、その直径が〇・六一メートル以上で、その中央の一個が白色のひし形、上下の二個が紅色の球形である三個の形象物をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

4 前三項の船舶又は水上航空機は、対水速力を有しない場合は、げん燈を掲げてはならない。
5 船舶又は水上航空機は、他の船舶又は水上航空機が第一項から第三項までに規定する燈火又は形象物を掲げる場合は、その燈火又は形象物は、これを掲げる船舶又は水上航空機が航行中であつて、運転が自由でない状態にあり、且つこれにより他の船舶又は水上航空機の進路を避けることができないことを表わす信号であると認めなければならない。

(帆船等の燈火)

第五条 航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

2 引かれている航行中の動力船又は水上航空機は、第二条第一項第一号及び第二号又は同条第二項第一号の白燈を掲げてはならない。

3 引かれている航行中の船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十条の船尾燈に代えて、第三条第二項の小形の白燈一個を掲げることができる。

4 船首方向に押されている航行中の船舶は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、且つ、これらの燈火には、同項第六号の内側隔板を装置しなければならない。但し、二隻以上の船舶が一同となつて船首方向に押されている場合は、これらの船舶は、本文の規定の適用については、一隻の船舶とみなす。

(小形船舶のげん燈の表示)

第六条 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由によりげん燈を定置することができない場合は、直ちにこれを使用できるように点火して手近かに備えておき、他の船舶と接近す

るときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを当該船舶から最も見えやすく、且つ、緑燈又は紅燈がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示さなければならない。この場合においては、できる限り、これらの燈火が各げん正横後の二点(二十二度三十分)をこえる後方から見えないようにしなければならない。

2 前項の燈火は、これを確實且つ容易に使用することができるよう、緑燈又は紅燈の外面をそれぞれ緑色又は紅色に塗り、且つ、これに適当な内側隔板を装置しなければならない。

(四十トン未満の動力船等の燈火)

第七条 四十トン未満の動力船又は二十トン未満のろかい若しくは帆を用いている船舶(小形ろかい舟を除く)は、航行中、第二条第一項の燈火を掲げることがを要しない。但し、これらの燈火を掲げない場合は、次項から第四項までの規定によらなければならない。

2 四十トン未満の動力船の燈火の表示については、左の各号による。

一 船舶の前部の最も見えやすい場所で、緑上二・七五メートル以上の高さの位置に、第二条第一項第一号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有する明り、よ、な白燈一個を掲げなければならない。

二 第二条第一項第四号及び第五号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する、げん燈を掲げ、又は前号の白燈から、・九一メートル以上下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その緑色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船首方向から右げん、若しくは左げん、正横後二点(二十二度三十分)の間を照らすように掲げなければならない。

3 航洋船に積載されるような小形の動力船は、前項第一号の規定にかかわらず、同号の白燈を、げん、緑上二・七五メートル未満の高さの位置に掲げることができる。但し、この位置は、同項第二号の燈火より高い位置でなければならない。

4 二十トン未満のろかい又は帆を用いている船舶(小形ろかい舟を除く。)は、最も見えやすい場所に、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、側から見えないように掲げなければならない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、側から見えないように示すことをもつて足りる。

5 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

6 第一項に規定する船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることが要しない。

(水先船の燈火)

第八条 水先帆船がパイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、その燈火の表示については、左の各号による。この場合においては、左の各号以外の燈火を表示してはならない。

- 一 マストの最上部に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一個又は數個を示さなければならない。
- 二 他の船舶と間近かに接近するときは、点火しておいたげん燈を、その綠色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔で示さなければならない。
- 三 他の船舶に水先人を乗船させるためにその船舶に横付けしなければならない水先帆船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、前号のげん燈に代えて、緑紅の両色燈を手近かに備えておき、これを同号に規定するところに準じて使用

することができる。

- 2 水先動力船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、前項第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下方二・四メートルの位置に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈一個を掲げ、且つ、航行中の船舶が掲げることとする燈火のうちげん燈のみを掲げなければならぬ。但し、炎火の代りに断続的に周囲を照らす明りような白燈一個を用いることができる。

- 3 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊しているときは、第十一条の停泊燈を掲げる外、帆船にあつては第一項、動力船にあつては前項に規定する燈(げん燈を除く。)及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

- 4 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事していない場合は、停泊して

いるといないにかかわらず、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が掲げる燈火と同一の燈火を掲げなければならない。

(漁船の燈火等)

第九条 網又はなわを用いて漁ろ、うをする漁船は、漁ろ、うをしていない場合は、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が表示する燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。また、漁ろ、うをしている場合は、本条に規定する燈火又は形象物の表示のみをしなければならず、且つ、これらの燈火又は形象物は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 引きなわを用いて漁ろ、うをしている漁船は、そのトン数と同一のトン数の他の動力船又は帆船が、航行中表示する燈火と同一の燈火を表示しなければならない。

3 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろ、うをしている漁船で、これと

網又はなわの端との水平距離が百五十三メートル以下であるものは、停泊していない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、その白燈の少くとも一・八三メートル下方の位置から網又はなわが結びつけられている方向に水平線上少くとも三・〇五メートル(小形無甲板舟にあつては、一・八三メートル)を隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、漁ろ、うをしていることを表わすために、かご一個を掲げなければならない。

4 網(底びき網を除く)又はなわ(引きなわを除く)を用いて漁ろ、うをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートルをこえるものは、停泊してはいない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈三個を一辺が〇・九一メートル以上の三角形でその面が垂直なものになるように掲げ、且つ、対水速力を有するときは第二条第一項、第五条第一項又は第七条第二項のげん燈を掲げなければならない。昼間は、船舶の前部においてできる

限り船首材に近い場所で手すり上三・五メートル以上の高さの位置にかご一個を、最も見えやすい場所にその頂点を上にして第十四条の黒色の円すい、形象物一個をそれぞれ掲げなければならない。

5 底びき網(けた網)その他海底又はその附近を引くために用いる漁具をいうものを、用いて漁をする漁船が停泊していない場合は、その燈火及び形象物の表示については、左の各号による。

一 動力船にあつては、夜間は、第二条第一項第一号の白燈を掲げる位置に、三色燈で、その白色の射光が正船首方向から各げん二点(二十二度三十分)の間、これに続いてその紅色又は綠色の射光がそれぞれ左げん又は右げんの正横後二点(二十二度三十分)の間を照らす構造及び装置を有するもの一個及びその下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明り、ような白燈一個を掲げ、且つ、第十条第一項の船尾燈を掲げな

ければならない。

二 帆船にあつては、夜間は、周囲を完全に照らす明り、ような白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、衝突を防ぐために十分な時間、最も見えやすい場所に白色の炎火を示さなければならない。

三 動力船であると帆船であるとかかわらず、昼間は、最も見えやすい場所にかご一個を掲げなければならない。

6 網又はなわを用いて漁ろ、うをしている漁船は、この条の燈火の外、作業用の燈火を用い、又は接近してくる他の船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7 網又はなわを用いて漁ろ、うをしている漁船は、停泊している場合は、夜間は、第十一条第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少く

とも一・八三メートル下方の位置から漁具の方向に水平線上少くとも三・〇五メートルを隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならず、昼間は、第十一条第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ線上に掲げなければならぬ。

8 網又はなわを用いて漁ろ、うをしてる漁船は、漁具が岩その他の障害物にからみついた場合は、昼間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一条第三項の黒球を掲げなければならず、夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならぬ。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近してくるときは、昼間であると夜間であるにかかわらず、更に第十五条第三項第五号に規定する音響信号を行わなければならない。

(船尾燈及び機尾燈)

第十条 航行中の船舶は、船尾においてできる限りげん燈と同一の高さの位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十二点(百三十五度)にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船尾方向から各げん六點(六十七度三十分)の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由により前項の船尾燈を掲げることができない場合は、白色の携帯電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるように手近かに備えておき、追い越し船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

3 航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百四十度にあたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機尾方向から各げん七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するもの

でなければならない。

(停泊燈等)

第十一条 長さ四十五・七五メートル未満の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される明り、^{い、}ような白燈一個を掲げなければならない。

2 長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に前項の燈火一個を掲げ、且つ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から四・五七メートル以上下方の位置にこれと同様の燈火一個を掲げなければならない。但し、これらの燈火は、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならない。

3 船舶は、停泊している場合は、昼間においては、その前部で最も見えやすい場所に直径〇・

六一メートル以上の黒球一個を掲げなければならない。

4 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、停泊している場合は、前三項の燈火又は形象物の外、第四条第三項の燈火又は形象物を掲げなければならない。

5 船舶は、乗り揚げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の燈火及び第四条第一項の燈火を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、直径〇・六一メートル以上の黒球三個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。

6 長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。^{い。}

7 長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で

最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。この場合において、幅が四十五・七五メートルをこえるものにあつては、これらの燈火の外、最大の幅を表わすために、両側に、できる限り一海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。

8 水上航空機は、乗り揚げている場合は、前二項の燈火を掲げなければならず、且つ、周囲を照らす紅燈二個を少くとも・九一メートル隔てて垂直線上に連掲することができる。

〔注意喚起信号〕

第十二条 船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する燈火の外、炎火を示し、又はこの法律に規定する信号と誤認されない爆発音その他の有効な音響による信号を発することができ。

〔軍艦等の燈火及び形象物の特別規則〕

第十三条 この法律の規定は、軍艦、護送されて航行している船舶又は水上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に増掲する位置燈及び信号燈について各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた識別信号を使用することを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈に関するこの法律の規定に従うときは当該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその国の政府が認める場合において、当該船舶又は水上航空機の燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈についてその国の政府がこの法律の規定に準じて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

〔帆及び機関を用いている船舶の形象物〕

第十四条 帆を用いて進行中の船舶で同時に機関を用いて推進しているものは、昼間は、その前

部で最も見えやすい場所に、底の直径が六・六一メートル以上の黒色の円すい、形象物一個を頂点を上にして掲げなければならない。

(務中等における信号)

第十五条 動力船は、蒸気又はこれに代るものによつて音響を発し、その音響が他の物によつて妨げられないように装置された有効な汽笛、機械的な方法によつて音響を発する有効なフォグ・ホーン及び有効な号鐘を備えなければならない。また、二十トン以上の帆船は、動力船に備えられるものと同様のフォグ・ホーン及び号鐘を備えなければならない。

2 航行中の船舶が次項の規定により行ふ信号は、左の各号に掲げる物を用いて行わなければならない。

一 動力船にあつては、汽笛

二 帆船にあつては、フォグ・ホーン

三 引かれてゐる船舶にあつては、汽笛又はフォグ・ホーン

3 霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合の信号については、昼間であると夜間であるにかかわらず、左の各号による。

一 航行中の動力船は、対水速力を有する場合は、二分間をこえない間隔で長音を一回鳴らさなければならない。

二 航行中の動力船は、対水速力を有しない場合は、二分間をこえない間隔で長音を二回鳴らさなければならない。この二回の長音の間隔は、約一秒間とする。

三 航行中の帆船は、一分間をこえない間隔で、右げん開きのときは一回の吹鳴、左げん開きのときは連続した二回の吹鳴、正横後から風を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならない。

四 停泊している船舶は、一分間をこえない間隔で約五秒間急速に号鐘を鳴らさなければならない。

ず、且つ、長さ百六・七五メートルをこえる船舶にあつては、これを前部において行う外、後部において、この号鐘と混同しない音調を有するどら、その他の物を一分間をこえない間隔で約五秒間鳴らさなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

五 他の船舶若しくは水上航空機を引いている船舶、水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚をしている船舶、運転が自由でない状態にあるため接近してくる他の船舶の進路を避けることができない船舶又はこの法律の規定に従つて移動することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音及び短音を鳴らさなければならない。

六 引かれている航行中の船舶二隻以上あるときは、最後部の船舶に乗組員がいる場合は、

当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び短音を鳴らさなければならない。この信号は、できる限り引いている船舶の行う信号の直後に行わなければならない。

七 乗り揚げている船舶は、第四号前段に規定する前号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

八 二十トン未満の船舶は、前各号の信号を行うことを要しない。但し、これらの信号を行わない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

九 二十トン以上の漁ろうをしている漁船は、一分間をこえない間隔で、一回吹鳴し、これに

続いて号鐘を鳴らさなければならない。但し、これに代えて、高低交互に数回連続する調子の一回の吹鳴を行うことができる。

十 水上航空機は、第一号から第七号までの規定に準じて信号を行い、又は一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

(霧中等における速力等)

第十六条 船舶又は水上において移動(離水のための滑走及び着水直後の滑走を除く。)をしてい
る水上航空機は、霧、もや、降雪、暴風その他これらと同様に視界が制限される状態にある場
合は、その時の状況に十分注意し、適度の速力で進行しなければならない。

2 動力船は、その正横の前方に当つて他の船舶又は水上航空機の前条第三項の信号を聞いた場
合で、その位置を確かめることができないときは、状況の許す限り、機関の運転を止め、しか
る後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

第三章 航法

前文

1 この章の規定を履行するに当つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶
の運用方法によりためらわずに行わなければならない。

2 衝突のおそれがあるかどうかを接近してくる他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることに
よつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突の
おそれがあるものと判断しなければならない。

3 船員は、水上航空機が、離水し若しくは着水する最後の段階に入つた場合又は不利な天気
において移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができないことがあるこ
とに注意しなければならない。

(帆船の航法)

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

- 一 一杯開きでない船舶は、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 二 左げん、一杯開きの船舶は、右げん、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 三 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。
- 四 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

五 船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(行き会い船の航法等)

第十八条 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合であつて、衝突のおそ

れがあるときは、各船舶は、互に他の船舶の左げん側を通過することができるよう、それぞれ針路を右に転じなければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合とは、昼間においては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、夜間においては、互に他の船舶の両側のげん燈を見る場合とし、昼間において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船の紅色のげん燈が他の船舶の紅色のげん燈に対する場合、自船の綠色のげん燈が他の船舶の綠色のげん燈に対する場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のげん燈を見ないでその紅色のげん燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のげん燈を見ないでその綠色のげん燈を見る場合又は他の船舶の両側のげん燈を自船の船首方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

2 この条から第二十九条までの規定(第二十条第二項の規定を除く。)の適用については、水上

航空機は、動力船とみなす。

三六

(横切り船の航法)

第十九条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(動力船と帆船とが接近する場合の航法等)

第二十条 動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、第二十条及び第二十六条に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

2 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、当該船舶の運航を阻害しないようにしなければならない。

(針路及び速力の保持)

第二十一条 この法律の規定により二隻の船舶のうちの一隻が他の船舶の進路を避けなければな

らない場合は、他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。但し、その船舶は、何らかの事由により両船舶が間近かに接近したため、進路を避けなければならない船舶の動作のみでは衝突を避けることができないと認めたときは、衝突を避けるために最善の協力動作をしなければならない。

(船首方向の横切りの禁止)

第二十二条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、やむを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切つてはならない。

(速力の減少等)

第二十三条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない動力船は、他の船舶に接近した場合は、必要に応じて、速力を減じ、停止し、又は後退しなければならない。

(追い越し船の航法)

三七

第二十四条 追い越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。また、追い越し船は、他の船舶を確実に追い越し、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けなければならない。

2 他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置すなわち夜間は当該船舶のいづれのげん燈も見ることができない位置から当該船舶を追い越す船舶は、追い越し船とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の船舶を追い越す船舶は、他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置にあるかどうかを確かめることができない場合は、追い越し船とする。

（狭い水道における航法）

第二十五条 狭い水道をこれに沿つて進行する動力船は、それが安全であり、且つ実行に適する場合は、当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行しなければならない。

2 動力船は、反対方向から接近してくる他の動力船を見ることができない水道のわん曲部に接近する場合は、そのわん曲部から半海里以内に達したときに、汽笛を用いて長音を一回鳴らさなければならない。この場合において、反対方向から接近してくる動力船は、この信号を水道のわん曲部附近で聞いたときは、同一の信号で応答しなければならない。動力船は、このようなわん曲部を航行するに当つては、反対方向から接近してくる他の船舶の信号を聞くと聞かないとにかかわらず、細心の注意を払わなければならない。

（漁船と接近する場合の航法）

第二十六条 漁ろうをしていない航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろうをしている漁船の進路を避けなければならない。但し、この規定は、漁ろうをしている漁船が航路筋において他の船舶の航行を妨げることができるものではない。

(切迫した危険を避けるための措置等)

第二十七条 この法律の規定を履行するに当つては、運航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況(船舶又は水上航空機の性能に基くものを含む。)について十分注意しなければならない。この特殊の状況の場合には、切迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらないことができる。

第四章 雑則

(針路信号等)

第二十八条 船舶が互に他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの法律の規定により針路を転じ、又は機関を後進にかけているときは、当該船舶は、汽笛を用いて左の各号の信号を行わなければならない。

一 針路を右に転じているときは、短音一回

二 針路を左に転じているときは、短音二回

三 機関を後進にかけているときは、短音三回

2 動力船は、この法律の規定によりその針路及び速力を保持しなければならない場合であつて、他の船舶の視野の内にあり、且つ当該船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつていかどうか疑わしいと認めるときは、この疑問を表示するため、汽笛を用いて急速に短音を五回以上鳴らすことができる。但し、この規定は、この信号を行うことによりこの法律に規定する義務を免除するものではない。

3 この法律の規定は、軍艦又は護送されて航行している船舶の相互の間において用いるこの法律に定める汽笛信号以外の汽笛信号について、各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではない。

(注意等を怠ることについての責任)

第二十九条 この法律の規定は、燈火を表示し、若しくは信号を行うこと、適当な見張をおくこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な事情により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(港、河川、湖沼等における特例)

第三十条 港及びその境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項であつて、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の定めるものについては、同法の定めるところによる。

2 河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項については、前項に定めるものを除く外、政令で特例を定めることができる。

(遭難信号)

第三十一条 船舶又は水上航空機が遭難して他の船舶又は陸岸からの救助を求める場合は、左の各号に掲げる信号の全部又は一部を用いるものとする。

- 一 約一分間の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号
- 二 霧中信号器による連続音響の信号
- 三 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又は、ゆゑ、弾による信号
- 四 無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「—」の信号
- 五 無線電話による「メーデー」という語の信号
- 六 国際旗り、ゆゑ、信号によるNCの遭難信号
- 七 方形旗であつて、その上又は下に球又はこれに類似するものの一個の付いたものの信号
- 八 船舶上の發炎(タール)をけ、油たる等の燃焼による信号

九 落下さんの付いた赤色の炎火ロケットによる信号

四四

2 船舶又は水上航空機は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外に、前項の信号又はこれと混同されるおそれのある信号を行つてはならない。

(操だ号令)

第三十二条 操だ号令においては、「おもかじ」又は「スターボード」とはかじを右げんにとれという意味に、「とりかじ」又は「ボード」とはかじを左げんにとれという意味に用いるものとする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 海上衝突予防法(明治二十五年法律第五号)は、廃止する。
- 3 港則法の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 海上衝突予防法(昭和二十八年法律第 号)第七條第四項に規定する船舶(同項但書に規定する場合に限る。)又は同條第五項に規定する船舶は、これらの規定にかかわらず、港内においては、夜間航行中それぞれ同條第四項但書又は同條第五項に規定する燈火を表示しておかなければならない。

第二十八條、第三十條の二第一項及び第三十條の三中「汽笛又は汽角」を「汽笛又はサイレン」に改める。

第三十條の二第一項中「長声五発を」を「長音(海上衝突予防法第一條第三項第十一号の長音をいう。)を五回」に改め、同條第三項を削る。

四五

4 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「操練及操舵命令」を「及操練」に、第二十九条中「前二条」を「前条」に改める。

第三十条中「第二十七条ノ規定」を削る。

第三十一条中「海上衝突予防法ハ第二十七条ノ規定ノ施行ノ日ヨリ」を削る。

5 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「若しくは水上に停泊し、」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法(昭和二十八年法律第 号)の定めるところによる。

第八十三条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

6 保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第二十七条の規定並びに」を削る。

理由

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際会議において承認された千九百四十八年の国際海上衝突予防規則に準拠して、海上における船舶及び水上航空機の衝突予防に関する定をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

寫

海調海第六八号

昭和二十八年六月十二日

運輸省海運局海運調整部海務課長
運輸大臣官房會計課長

内閣総理大臣 官房総務課長 殿

海上衝突予防法案の増刷について

一 海上衝突予防法案 三百部

右当省事務用として、増刷方お取り計らい願います。
追つて正規の手續については、当省において直接印刷^所と至急取
り進めることといたします。

海上衝突予防法案

海上衝突予防法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 灯火及び形象物等(第二条—第十六条)

第三章 航法(前文・第十七条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)

附則

第一章 総則

(総則)

第一条 航洋船の航行できる海洋及びこれと接続する水域の水上にある船舶及び水上航空機は、

この法律の規定を遵守しなければならない。但し、水上航空機にあつては、その構造が特殊なため燈火及び形象物の表示に関する規定を完全に遵守することができない場合は、事情の許す限り、これらの規定の趣旨に沿うような措置をとることをもつて足りる。

2 燈火に関する規定は、いかなる天気においても、日没から日出までの間遵守しなければならない。また、この間は、この法律に規定する燈火と誤認される燈火、この法律に規定する燈火が視認されること若しくはその特性が識別されることを妨げる燈火又は適当な見張の妨げとなる燈火は、表示してはならない。

3 この法律における用語は、他の意味に解釈されることが明らかな場合を除き、左の各号の意味に用いるものとする。

一 「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舶類をいう。

二 「水上航空機」とは、飛行艇その他水上を移動することができる航空機をいう。

三 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶をいう。

四 機関を用いて推進する船舶であつても、帆を用いていて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているといないにかかわらず、動力船とする。

五 船舶又は水上航空機の「航行中」とは、船舶又は水上航空機が、水上にある場合であつて、停泊し、陸岸にけい留し、又は乗り揚げていないときをいう。

六 船体上の「高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。

七 船舶の「長さ」及び「幅」とは、当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅をいう。

八 水上航空機の「長さ」及び「幅」とは、当該水上航空機の耐空証明に係る証書に記載する最大の長さ及び幅をいい、耐空証明に係る証書を受けていない場合は、現に測定した最大の長さ及び幅をいう。

九「視認される」とは、燈火に関して用いる場合には、大氣が清澄な暗夜において見えることをいう。

十「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう。

十一「長音」とは、四秒から六秒までの時間継続する吹鳴をいう。

十二「汽笛」とは、サイレンを含むものとする。

十三「トン」とは、総積量を表わすトンをいう。

第二章 燈火、形象物等

（マスト燈、前燈及びげん燈）

第二条 動力船の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一 前部マスト又はその前方に、前部マストのないときは船舶の前部に、明り、よ、な白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二十点（二百二十五度）にわたる水平の弧を

完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から各げん正横後二点（二十一度三十分）までの各十点（百十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも五海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二 前号の燈火の前方又は後方に、更にこれと同様の構造及び性能を有する白燈一個を掲げなければならない。但し、長さ四十五・七五メートル未満の船舶及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶は、これを掲げることを要しない。

三 前二号の燈火は、キールの上方に置き、前方の燈火の位置は、後方の燈火の位置から少くとも四・五七メートル下方とし、且つ、両燈間の水平距離は、その垂直距離の三倍以上でなければならぬ。これらの燈火のうち前方のもの（燈火が一個のときは、その燈火）は、船体上六・一〇メートル以上（船舶の幅が六・一〇メートルをこえるときは、その長さ以上）の高さの位置に掲げなければならない。但し、船体上十二・二〇メートルをこえることを要しな

い。これらの燈火は、いかなる事情においても、他のすべての燈火及び妨害となる上部構造物より高い位置に、且つ、これらによつて妨げられないように掲げなければならない。

四 右げんに緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から右げん正横後二点（二十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

五 左げんに紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十点（百十二度三十分）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船首方向から左げん正横後二点（十二度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

六 前二号のげん燈には、その前に少くとも〇・九メートル突出した内側隔板を装置し、右

げん燈は左げん側から、左げん燈は右げん側から見えないようにしなければならない。

2 水上航空機の航行中における燈火の表示については、左の各号による。

一 水上航空機の前部で機軸線の上方の最も見えやすい場所に、明り、ような白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの二百二十度（百二十度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から各げん正横後二十度までの各百十度（百十度）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

二 右翼端に緑燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度（百十度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から右げん正横後二十度（二十度）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

三 左舷端に紅燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百十度にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機首方向から左げん、正横後二十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

(引き船等の燈火)

第三条 動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引き、又は押している場合は、前条第一項第一号の燈火を掲げないで、明り、ような白燈二個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。また、引かれている船舶又は水上航空機が二以上であつて、その最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、これらの白燈の上方又は下方一・八三メートルの位置に、明り、ような白燈一個を増掲しなければならない。これらのすべての白燈は、前条第一項第一号の燈火と同一の構造及び性能で

なければならない。且つ、増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は、同号の燈火と同一の位置に、増掲した燈火は、船体上四・二七メートル以上の高さの位置に掲げなければならない。但し、一本マストの船舶は、これらの燈火をそのマストに掲げることができる。

2 他の船舶又は水上航空機を引いている航行中の動力船は、第十条の船尾燈に代えて、引かれているものの操だの目標として、小形の白燈一個を煙突又は後部マストの後に正横の前方から見えないように掲げることができる。

3 水上航空機は、航行中、他の水上航空機又は船舶を引いている場合は、前条第二項の燈火を掲げる外、同項第一号の白燈と同一の構造及び性能を有する燈火一個をその上方又は下方に少くとも一・八三メートル隔てて垂直線上に掲げなければならない。

(運転不自由船舶等の燈火及び形象物)

第四条 運転が自由でない状態にある航行中の船舶は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くと

も二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならぬ。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

2 運転が自由でない状態にある航行中の水上航空機は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈二個を、昼間は、直径・六一メートル以上の黒球又は黒色の形象物二個をそれぞれ一・九一メートル以上隔てて垂直線上に連掲することができる。

3 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、航行中、作業の性質上接近してくる船舶の進路を避けることができない場合は、最も見えやすい場所に、夜間は、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有し、その中央の一個が白

色、上下の二個が紅色である三個の燈火を、昼間は、その直径が・六一メートル以上で、その中央の一個が白色のひし形、上下の二個が紅色の球形である三個の形象物をそれぞれ一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。この場合において、当該船舶が動力船であるときは、夜間は、第二条第一項第一号及び第二号の燈火を掲げてはならない。

4 前三項の船舶又は水上航空機は、対水速力を有しない場合は、げん燈を掲げてはならない。

5 船舶又は水上航空機は、他の船舶又は水上航空機が第一項から第三項までに規定する燈火又は形象物を掲げる場合は、その燈火又は形象物は、これを掲げる船舶又は水上航空機が航行中であつて、運転が自由でない状態にあり、且つこれにより他の船舶又は水上航空機の進路を避けることができないことを表わす信号であると認めなければならない。

(帆船等の燈火)

第五条 航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

2 引かれている航行中の動力船又は水上航空機は、第二条第一項第一号及び第二号又は同条第二項第一号の白燈を掲げてはならない。

3 引かれている航行中の船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十条の船尾燈に代えて、第三条第二項の小形の白燈一個を掲げることができる。

4 船首方向に押されている航行中の船舶は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈のみを各げん、の前端に掲げ、且つ、これらの燈火には、同項第六号の内側隔板を装置しなければならない。但し、二隻以上の船舶が一団となつて船首方向に押されている場合は、これらの船舶は、本文の規定の適用については、一隻の船舶とみなす。

（小形船舶のげん燈の表示）

第六条 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由によりげん燈を定置することができない場合は、直ちにこれを使用できるように点火して手近かに備えておき、他の船舶と接近す

るときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを当該船舶から最も見えやすく、且つ、緑燈又は紅燈がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように示さなければならない。この場合においては、できる限り、これらの燈火が各げん正横後の二点（二十二度三十分）をこえる後方から見えないようにしなければならない。

2 前項の燈火は、これを確実且つ容易に使用することができるよう、緑燈又は紅燈の外周をそれぞれ緑色又は紅色に塗り、且つ、これに適当な内側隔板を装置しなければならない。

（四十トン未満の動力船等の燈火）

第七条 四十トン未満の動力船又は二十トン未満のろかい若しくは帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除く）は、航行中、第二条第一項の燈火を掲げることがを要しない。但し、これらの燈火を掲げない場合は、次項から第四項までの規定によらなければならない。

2 四十トン未満の動力船の燈火の表示については、左の各号による。

一 船舶の前部の最も見えやすい場所で、緑上二・七五メートル以上の高さの位置に、第二条第一項第一号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも三海里離れた所から視認される性能を有する明り、よ、な白燈一個を掲げなければならない。

二 第二条第一項第四号及び第五号に規定する構造及び装置を有し、且つ、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有するげん燈を掲げ、又は前号の白燈から、九一メートル以上下方の位置に、緑紅の両色燈一個を、その緑色若しくは紅色の射光がそれぞれ正船首方向から右げん、若しくは左げん、正横後二点二二二度三十分の間を照らすように掲げなければならない。

三 航洋船に積載されるような小形の動力船は、前項第一号の規定にかかわらず、同号の白燈を、げん、緑上二・七五メートル未満の高さの位置に掲げることができる。但し、この位置は、同項第二号の燈火より高い位置でなければならない。

四 二十トン未満のろかい又は帆を用いている船舶（小形ろかい舟を除く。）は、最も見えやすい場所に、少くとも一海里離れた所から視認される性能を有する緑紅の両色燈一個を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、側から見えないように掲げなければならない。但し、この燈火を掲げることができない場合は、これを直ちに使用できるように備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん、側又は右げん、側から見えないように示すことをもつて足りる。

五 小形ろかい舟は、ろかいを用いていると帆を用いているとにかかわらず、白色の携帯電燈又は点火した白燈のみを手近かに備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

六 第一項に規定する船舶は、第四条第一項及び第十一条第五項の燈火又は形象物を掲げることがを要しない。

(水先船の燈火)

一六

第八条 水先帆船がパイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、その燈火の表示については、左の各号による。この場合においては、左の各号以外の燈火を表示してはならない。

一 マストの最上部に少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、且つ、十分間をこえない間隔で炎火一個又は数個を示さなければならない。

二 他の船舶と間近かに接近するときは、点火しておいたげん燈を、その緑色又は紅色の射光がそれぞれ左げん側又は右げん側から見えないように、短い間隔で示さなければならない。

三 他の船舶に水先人を乗船させるためにその船舶に横付けしなければならない水先帆船にあつては、第一号の白燈をマストの最上部に掲げる代りにこれを示し、且つ、前号のげん燈に代えて、緑紅の両色燈を手近かに備えておき、これを同号に規定するところに準じて使用

することができる。

2 水先動力船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊していないときは、前項第一号の白燈及び炎火を同号の規定に準じて表示する外、この白燈の下方二・四〇メートルの位置に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する紅燈一個を掲げ、且つ、航行中の船舶が掲げることを要する燈火のうちげん燈のみを掲げなければならぬ。但し、炎火の代りに断続的に周囲を照らす明り、ような白燈一個を用いることができる。

3 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事している場合であつて、停泊しているときは、第十一条の停泊燈を掲げる外、帆船にあつては第一項、動力船にあつては前項に規定する燈(げん燈を除く。)及び炎火をそれぞれ表示しなければならない。

4 水先船は、パイロット・ステーションにおいて水先業務に従事していない場合は、停泊して

いるといないにかかわらず、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が掲げる燈火と同一の燈火を掲げなければならない。

(漁船の燈火等)

第九条 網又はなわを用いて漁ろ、うをする漁船は、漁ろ、うをしていない場合は、その種類又はトン数と同一の種類又はトン数の他の船舶が表示する燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。また、漁ろ、うをしている場合は、本条に規定する燈火又は形象物の表示のみをしなければならず、且つ、これらの燈火又は形象物は、別に定める場合を除き、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 引きなわを用いて漁ろ、うをしている漁船は、そのトン数と同一のトン数の他の動力船又は帆船が、航行中表示する燈火と同一の燈火を表示しなければならない。

3 網(底びき網を除く。)又はなわ(引きなわを除く。)を用いて漁ろ、うをしている漁船で、これと

網又はなわの端との水平距離が百五十三メートル以下であるものは、停泊していない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、その白燈の少くとも一・八三メートル下方の位置から網又はなわが結びつけられている方向に水平線上少くとも三・〇五メートル(小形無甲板舟にあつては、一・八三メートル)を隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、漁ろ、うをしていることを表わすために、かご一個を掲げなければならない。

4 網(底びき網を除く。)又はなわ(引きなわを除く。)を用いて漁ろ、うをしている漁船で、これと網又はなわの端との水平距離が百五十三メートルをこえるものは、停泊してはいない場合は、夜間は、最も見えやすい場所に周囲を照らす白燈三個を一辺が〇・九一メートル以上の三角形でその面が垂直なものになるように掲げ、且つ、対水速力を有するときは第二条第一項、第五条第一項又は第七条第二項のげん燈を掲げなければならない。昼間は、船舶の前部においてできる

限り船首材に近い場所で手すり上三・五メートル以上の高さの位置にかご一個を、最も見えやすい場所にその頂点を上にして第十四条の黒色の円すい形象物一個をそれぞれ掲げなければならぬ。

5 底びき網(けた網その他海底又はその附近を引くために用いる漁具をいう)を用いて漁ろうをしている漁船が停泊していない場合は、その燈火及び形象物の表示については、左の各号による。

一 動力船にあつては、夜間は、第二条第一項第一号の白燈を掲げる位置に、三色燈で、その白色の射光が正船首方向から各げん二点(二十二度三十分)の間、これに続いてその紅色又は緑色の射光がそれぞれ左げん又は右げんの正横後二点(二十二度三十分)の間を照らす構造及び装置を有するもの一個及びその下方一・八三メートルから三・六五メートルまでの位置に、周囲を完全に照らす明りような白燈一個を掲げ、且つ、第十条第一項の船尾燈を掲げな

ければならぬ。

二 帆船にあつては、夜間は、周囲を完全に照らす明りような白燈一個を掲げ、且つ、他の船舶と接近するときは、衝突を防ぐために十分な時間、最も見えやすい場所に白色の炎火を示さなければならぬ。

三 動力船であると帆船であるとかかわらず、昼間は、最も見えやすい場所にかご一個を掲げなければならぬ。

6 網又はなわを用いて漁ろうをしている漁船は、この条の燈火の外、作業用の燈火を用い、又は接近してくる他の船舶の注意を喚起するために必要がある場合は、炎火を示すことができる。

7 網又はなわを用いて漁ろうをしている漁船は、停泊している場合は、夜間は、第十一条第一項又は第二項の停泊燈を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、前部の停泊燈から少く

とも一・八三メートル下方の位置から漁具の方向に水平線上少くとも三・五メートルを隔てた位置に、更に白燈一個を掲げなければならず、昼間は、第十一条第三項の黒球を掲げ、且つ、他の船舶が接近してくるときは、かご一個を黒球と網又はなわを結んだ線上に掲げなければならぬ。

8 網又はなわを用いて漁ろ、うをしてゐる漁船は、漁具が岩その他の障害物にからみついた場合は、昼間は、第三項、第四項、第五項第三号又は前項に規定するかごを掲げないで第十一条第三項の黒球を掲げなければならず、夜間は、同条第一項又は第二項の燈火を掲げなければならぬ。この場合において、霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にあるとき、又は他の船舶が間近かに接近してくるときは、昼間であると夜間であるにかかわらず、更に第十五条第三項第五号に規定する音響信号を行わなければならない。

（船尾燈及び機尾燈）

第十条 航行中の船舶は、船尾においてできる限り、燈と同一の高さの位置に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの十二点（百三十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正船尾方向から各げん六點（六十七度三十分）の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならない。

2 小形の船舶は、荒天又はその他のやむを得ない事由により前項の船尾燈を掲げることができない場合は、白色の携帯電燈又は点火した白燈を直ちに使用できるように手近かに備えておき、追い越し船が接近してくるときは、衝突を防ぐために十分な時間、これを示さなければならない。

3 航行中の水上航空機は、機尾に白燈一個を掲げなければならない。この燈火は、コンパスの百四十度（四十五度）にわたる水平の弧を完全に照らす構造で、その射光が正機尾方向から各げん七十度の間を照らすように装置され、且つ、少くとも二海里離れた所から視認される性能を有するもの

でなければならない。

(停泊燈等)

第十一条 長さ四十五・七五メートル未満の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される明り、ような白燈一個を掲げなければならない。

2 長さ四十五・七五メートル以上の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、その前部で船体上六・一メートル以上の高さの位置に前項の燈火一個を掲げ、且つ、船尾又はその近くの場所でこの燈火から四・五七メートル以上下方の位置にこれと同様の燈火一個を掲げなければならない。但し、これらの燈火は、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有するものでなければならない。

3 船舶は、停泊している場合は、昼間においては、その前部で最も見えやすい場所に直径〇・

六一メートル以上の黒球一個を掲げなければならない。

4 水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚、測量又は水中作業をしている船舶は、停泊している場合は、前三項の燈火又は形象物の外、第四条第三項の燈火又は形象物を掲げなければならない。

5 船舶は、乗り揚げている場合は、夜間は、第一項又は第二項の燈火及び第四条第一項の燈火を掲げなければならない。昼間は、最も見えやすい場所に、直径〇・六一メートル以上の黒球三個を一・八三メートル以上隔てて垂直線上に連掲しなければならない。

6 長さ四十五・七五メートル未満の水上航空機は、停泊している場合は、最も見えやすい場所に、少くとも二海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならない。

7 長さ四十五・七五メートル以上の水上航空機は、停泊している場合は、その前部及び後部で

最も見えやすい場所に、少くとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。この場合において、幅が四十五・七五メートルをこえるものにあつては、これらの燈火の外、最大の幅を表わすために、両側に、できる限り一海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈各一個を掲げなければならない。

8 水上航空機は、乗り揚げている場合は、前二項の燈火を掲げなければならず、且つ、周囲を照らす紅燈二個を少くとも、九一メートル隔てて垂直線上に連掲することができる。

（注意喚起信号）

第十二条 船舶又は水上航空機は、注意を喚起するために必要がある場合は、この法律に規定する燈火の外、炎火を示し、又はこの法律に規定する信号と誤認されない爆発音その他の有効な音響による信号を発することができる。

（軍艦等の燈火及び形象物の特別規則）

第十三条 この法律の規定は、軍艦、護送されて航行している船舶又は水上航空機が二以上である場合に、これらの船舶又は水上航空機に増掲する位置燈及び信号燈について各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する国の政府の許可を受け、且つ登録及び公告をされた識別信号を使用することを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、海軍その他の軍の船舶又は水上航空機であつて特殊の構造又は目的を有するものについて、燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈に関するこの法律の規定に従うときは当該船舶又は水上航空機の軍事機能が害されるとその国の政府が認める場合において、当該船舶又は水上航空機の燈火又は形象物の数量、位置、視認距離又は視認圈についてその国の政府がこの法律の規定に準じて定めた特別の規則の施行を妨げるものではない。

（帆及び機関を用いている船舶の形象物）

第十四条 帆を用いて進行中の船舶で同時に機関を用いて推進しているものは、昼間は、その前

部で最も見えやすい場所に、底の直径が〇・六一メートル以上の黒色の円すい形象物一個を頂点を上にして掲げなければならない。

(霧中等における信号)

第十五条 動力船は、蒸気又はこれに代るものによつて音響を発し、その音響が他の物によつて妨げられないように装置された有効な汽笛、機械的な方法によつて音響を発する有効なフォグ・ホーン及び有効な号鐘を備えなければならない。また、二十トン以上の帆船は、動力船に備えられるものと同様のフォグ・ホーン及び号鐘を備えなければならない。

2 航行中の船舶が次項の規定により行ふ信号は、左の各号に掲げる物を用いて行わなければならない。

一 動力船にあつては、汽笛

二 帆船にあつては、フォグ・ホーン

三 引かれてゐる船舶にあつては、汽笛又はフォグ・ホーン

3 霧、もや、降雪、暴雨その他これらと同様に視界が制限される状態にある場合の信号については、昼間であると夜間であるにかかわらず、左の各号による。

一 航行中の動力船は、対水速力を有する場合は、二分間をこえない間隔で長音を一回鳴らさなければならない。

二 航行中の動力船は、対水速力を有しない場合は、二分間をこえない間隔で長音を二回鳴らさなければならない。この二回の長音の間隔は、約一秒間とする。

三 航行中の帆船は、一分間をこえない間隔で、右げん開きのときは一回の吹鳴、左げん開きのときは連続した二回の吹鳴、正横後から風を受けるときは連続した三回の吹鳴を行わなければならない。

四 停泊してゐる船舶は、一分間をこえない間隔で約五秒間急速に号鐘を鳴らさなければならない。

ず、且つ、長さ百六・七五メートルをこえる船舶にあつては、これを前部において行う外、後部において、この号鐘と混同しない音調を有するどら、その他の物を一分間をこえない間隔で約五秒間鳴らさなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

五 他の船舶若しくは水上航空機を引いている船舶、水底電線若しくは航路標識の敷設若しくは引揚をしている船舶、運転が自由でない状態にあるため接近してくる他の船舶の進路を避けることができない船舶又はこの法律の規定に従つて移動することができない船舶は、航行中、第一号から第三号までの信号の代りに、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音及び短音を鳴らさなければならない。

六 引かれている航行中の船舶（二隻以上あるときは、最後部の船舶）に乗組員がいる場合は、

当該船舶は、一分間をこえない間隔で、連続した長音、短音、短音及び短音を鳴らさなければならない。この信号は、できる限り引いている船舶の行う信号の直後に行わなければならない。

七 乗り揚げている船舶は、第四号前段に規定する前号を鳴らし、且つ、この信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回、点打しなければならない。また、接近してくる他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要がある場合は、前段の信号の外、連続した短音、長音及び短音を鳴らすことができる。

八 二十トン未満の船舶は、前各号の信号を行うことを要しない。但し、これらの信号を行わない場合は、一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

九 二十トン以上の漁ろ、^ろをしてしている漁船は、一分間をこえない間隔で、一回吹鳴し、これに

続いて号鐘を鳴らさなければならない。但し、これに代えて、高低交互に数回連続する調子の一回の吹鳴を行うことができる。

十 水上航空機は、第一号から第七号までの規定に準じて信号を行い、又は一分間をこえない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

(霧中等における速力等)

第十六条 船舶又は水上において移動(離水のための滑走及び着水直後の滑走を除く。)をしてい
る水上航空機は、霧、もや、降雪、暴風その他これらと同様に視界が制限される状態にある場
合は、その時の状況に十分注意し、適度の速力で進行しなければならない。

2 動力船は、その正横の前方に当つて他の船舶又は水上航空機の前条第三項の信号を聞いた場
合で、その位置を確かめることができないときは、状況の許す限り、機関の運転を止め、しか
る後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

第三章 航法

前文

1 この章の規定を履行するに当つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶
の運用方法によりためらわずに行わなければならない。

2 衝突のおそれがあるかどうかを接近してくる他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることに
よつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突の
おそれがあるものと判断しなければならない。

3 船員は、水上航空機が、離水し若しくは着水する最後の段階に入つた場合又は不利な天氣に
おいて移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができないことがあるこ
とに注意しなければならない。

(帆船の航法)

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

- 一 一杯開きでない船舶は、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 二 左げん、一杯開きの船舶は、右げん、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 三 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならない。
- 四 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

五 船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(行き会い船の航法等)

第十八条 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合であつて、衝突のおそ

れがあるときは、各船舶は、互に他の船舶の左げん側を通過することができるよう、それぞれ針路を右に転じなければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合とは、昼間においては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、夜間においては、互に他の船舶の両側のげん燈を見る場合とし、昼間において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船の紅色のげん燈が他の船舶の紅色のげん燈に対する場合、自船の綠色のげん燈が他の船舶の綠色のげん燈に対する場合、自船の船首方向に他の船舶の綠色のげん燈を見ないでその紅色のげん燈を見る場合、自船の船首方向に他の船舶の紅色のげん燈を見ないでその綠色のげん燈を見る場合又は他の船舶の両側のげん燈を自船の船首方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としない。

2 この条から第二十九条までの規定(第二十条第二項の規定を除く。)の適用については、水上

航空機は、動力船とみなす。

(横切り船の航法)

第十九条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右舷側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(動力船と帆船とが接近する場合の航法等)

第二十条 動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、第二十四条及び第二十六条に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

2 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、当該船舶の運航を阻害しないようにしなければならない。

(針路及び速力の保持)

第二十一条 この法律の規定により二隻の船舶のうちの一隻が他の船舶の進路を避けなければなら

ない場合は、他の船舶は、その針路及び速力を保たなければならない。但し、その船舶は、何らかの事由により両船舶が間近かに接近したため、進路を避けなければならない船舶の動作のみでは衝突を避けることができないと認めたときは、衝突を避けるために最善の協力動作をしなければならない。

(船首方向の横切りの禁止)

第二十二条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、やむを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切つてはならない。

(速力の減少等)

第二十三条 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない動力船は、他の船舶に接近した場合は、必要に応じて、速力を減じ、停止し、又は後退しなければならない。

(追い越し船の航法)

第二十四条 追い越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。また、追い越し船は、他の船舶を確実に追い越し、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けなければならない。

2 他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置すなわち夜間は当該船舶のいづれのげん燈も見ることができない位置から当該船舶を追い越す船舶は、追い越し船とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の船舶を追い越す船舶は、他の船舶の正横後二点（二十二度三十分）をこえる後方の位置にあるかどうかを確かめることができない場合は、追い越し船とする。

（狭い水道における航法）

第二十五条 狭い水道をこれに沿つて進行する動力船は、それが安全であり、且つ実行に適する場合は、当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行しなければならない。

2 動力船は、反対方向から接近してくる他の動力船を見ることができない水道のわん曲部に接近する場合は、そのわん曲部から半海里以内に達したときに、汽笛を用いて長音を一回鳴らさなければならない。この場合において、反対方向から接近してくる動力船は、この信号を水道のわん曲部附近で聞いたときは、同一の信号で応答しなければならない。動力船は、このようになわん曲部を航行するに当つては、反対方向から接近してくる他の船舶の信号を聞くと聞かないとにかかわらず、細心の注意を払わなければならない。

（漁船と接近する場合の航法）

第二十六条 漁ろうをしていない航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわを除く。）を用いて漁ろうをしている漁船の進路を避けなければならない。但し、この規定は、漁ろうをしている漁船が航路筋において他の船舶の航行を妨げることができるものではない。

(切迫した危険を避けるための措置等)

四〇

第二十七条 この法律の規定を履行するに当つては、運航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況(船舶又は水上航空機の性能に基くものを含む。)について十分注意しなければならない。この特殊の状況の場合には、切迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらないことができる。

第四章 雑則

(針路信号等)

第二十八条 船舶が互に他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの法律の規定により針路を転じ、又は機関を後進にかけているときは、当該船舶は、汽笛を用いて左の各号の信号を行わなければならない。

一 針路を右に転じているときは、短音一回

二 針路を左に転じているときは、短音二回

三 機関を後進にかけているときは、短音三回

2 動力船は、この法律の規定によりその針路及び速力を保持しなければならない場合であつて、他の船舶の視野の内にあり、且つ当該船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつていかどうか疑わしいと認めるときは、この疑問を表示するため、汽笛を用いて急速に短音を五回以上鳴らすことができる。但し、この規定は、この信号を行うことによりこの法律に規定する義務を免除するものではない。

3 この法律の規定は、軍艦又は護送されて航行している船舶の相互の間において用いるこの法律に定める汽笛信号以外の汽笛信号について、各国の政府が特に定めた規則の施行を妨げるものではない。

(注意等を怠ることについての責任)

四一

第二十九条 この法律の規定は、燈火を表示し、若しくは信号を行うこと、適当な見張をおくこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な事情により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(港、河川、湖沼等における特例)

第三十条 港及びその境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項であつて、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の定めるものについては、同法の定めるところによる。

2 河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に關し遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法その他運航に關する事項については、前項に定めるものを除く外、政令で特例を定めることができる。

(遭難信号)

第三十一条 船舶又は水上航空機が遭難して他の船舶又は陸岸からの救助を求める場合は、左の各号に掲げる信号の全部又は一部を用いるものとする。

- 一 約一分間の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号
- 二 霧中信号器による連続音響の信号
- 三 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又はりゅう弾による信号
- 四 無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「— — — — —」の信号
- 五 無線電話による「メーデー」という語の信号
- 六 国際旗りゆう信号によるNCの遭難信号
- 七 方形旗であつて、その上又は下に球又はこれに類似するものの一個の付いたものの信号
- 八 船舶上の発炎(タール)をけ、油たる等の燃焼による信号

九 落下さんの付いた赤色の炎火ロケットによる信号

2 船舶又は水上航空機は、遭難して救助を求めていることを示す目的以外に、前項の信号又はこれと混同されるおそれのある信号を行つてはならない。

(操だ号令)

第三十二条 操だ号令においては、「おもかじ」又は「スターボード」とはかじを右げんにとれという意味に、「とりかじ」又は「ボード」とはかじを左げんにとれという意味に用いるものとする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 海上衝突予防法(明治二十五年法律第五号)は、廃止する。
- 3 港則法の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 海上衝突予防法(昭和二十八年法律第 号)第七条第四項に規定する船舶(同項但書に規定する場合に限る)又は同条第五項に規定する船舶は、これらの規定にかかわらず、港内においては、夜間航行中それぞれ同条第四項但書又は同条第五項に規定する灯火を表示しておかなければならない。

第二十八条、第三十条の二第一項及び第三十条の三中「汽笛又は汽角」を「汽笛又はサイレン」に改める。

第三十条の二第一項中「長声五発を」を「長音(海上衝突予防法第一条第三項第十一号の長音をいう。)を五回」に改め、同条第三項を削る。

4 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「操練及操舵命令」を「及操練」に、第二十九条中「前二条」を「前条」に改める。

第三十条中「第二十七条ノ規定」を削る。

第三十一条中「海上衝突予防法ハ第二十七条ノ規定ノ施行ノ日ヨリ」を削る。

5 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「若しくは水上に停泊し、」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法(昭和二十八年法律第 号)の定めるところによる。

第八十三条に次の但書を加える。

但し、水上にある場合については、海上衝突予防法の定めるところによる。

6 保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条中「第二十七条の規定並びに」を削る。

理由

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際会議において承認された千九百四十八年の国際海上衝突予防規則に準拠して、海上における船舶及び水上航空機の衝突予防に関する定をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。